

第94回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成27年10月21日（水）

開議 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	西村	銀三	4番	新温泉町	高橋	邦夫
5番	豊岡市	浅田	徹	6番	豊岡市	井垣	文博
7番	豊岡市	井上	正治	8番	豊岡市	上田	伴子
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	次郎
11番	豊岡市	前野	文孝	12番	豊岡市	竹中	理
13番	豊岡市	椿野	仁司	14番	豊岡市	西田	眞
15番	豊岡市	古池	信幸	16番	豊岡市	木谷	敏勝

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第7号議案～第9号議案）一括上程
一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第7号議案～第9号議案）
一括上程
一般質問
6番 井 垣 文 博 議員
10番 中 井 次 郎 議員
3番 西 村 銀 三 議員
2番 谷 口 眞 治 議員
15番 古 池 信 幸 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（木谷敏勝） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（木谷敏勝） 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に施設建設工事に係る全体工事工程表を配付いたしておりますので、ご清覧願います。

この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 議員各位に過日ご報告しておりました北但ごみ処理施設整備・運営事業施設建設工事の現場内における転落事故についてご説明申し上げます。

10月13日午後5時半ごろにリサイクルセンターの機械選別室にある点検架台上で、1次下請、OESアクアフォーコの監督員1名と2次下請、山口工務店の作業員1名がコンベアの保護作業をしていたところ、点検架台のグレーチング一部に固定されていない箇所があり、2名がグレーチングとともに約3メートル下に転落しました。転落した2名は救急車で豊岡病院に搬送され、診察を受けた結果、1名は肋骨にひびの疑いがあり入院、他の1名は帰宅し翌日の診断となりました。その後、豊岡病院での診断結果は、1名、山口工務店の方ですが、肋骨にひび、他の1名は異常なしとの診断がなされました。肋骨を負傷された方は17日から会社復帰され、当分の間、事務所内で作業をされ、もう1名の方は16日から会社復帰され、19日より現場作業に当たられているとお聞きし、安堵しております。

事故の原因は、ダクトを据えつけるとき、点検架台のグレーチングを一度取り外してから作業を行い、その後、グレーチングを敷き直しましたが、その際、一部固定できてない箇所があったためです。

事故翌日、14日の午後より、建設企業立ち会いのもと、労働基準監督署による現場検証が行われ、検証終了後、工事再開の許可を受け、15日よりリサイクルセンターの工事を再開しております。

建設企業に対しましては、再発防止対策と安全対策の強化を指示したところです。

今回の転落事故に関しまして、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 管理者からの報告は終わりました。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

13番椿野仁司議員。

○議会運営委員会委員長（椿野仁司） 13番、椿野仁司。おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け、簡潔に行っていたかとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切・簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第7号議案～第9号議案（北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について外2件）

○議長（木谷敏勝） 日程第2、第7号議案ないし第9号議案、北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 おはようございます。6番、井垣文博でございます。

ごみ処理施設が稼働するまでに半年足らずとなってまいりました。多くの課題を克服しながらここまで進めてこられた地元の皆様を初め、多くの関係者の皆様、当局の皆様にご心からの敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、これからの半年は、最後の仕上げに入る最も重要な時期であります。無事に施設が稼働する日を迎えられるよう、関係者一丸となった最大限の努力が求められます。

そのような中、先日、工事現場で作業員の転落事故が発生しました。作業員の不注意による事故であったと報告を受けていますが、不注意による事故は何よりあってはならない事故でもあります。今後は関係者一つになって、事故を再び起こさないための注意喚起の徹底をお願いいたします。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

最初は、地元との協議についてであります。

施設の稼働まで半年足らずとなってまいりましたが、稼働までに地元と行わなければならない協定、協議などがあると思います。どのようなものがあるのか、そしてそれが現在どのような状況にあるのかをお聞きいたします。

2つ目は、地域振興計画についてであります。

計画に盛り込まれている事業については、国、県も含め、鋭意事業の取り組みが進められていると思いますが、進捗状況がどのようになっているかお聞きします。

また、国道178号消雪工についてですが、江野トンネルから森本橋にかけては消雪工の設置工事は終わっていますが、それに利用する水が確保できないため、これまで何冬か消雪装置が機能しない状況が続いてまいりました。間もなく冬がやってまいります。また、ごみ収集車の通行も始まりま

す。どのような状況にあるのかお聞きいたします。

3つ目の質問は、ごみ収集における変更点についてであります。

新しいごみ処理施設の運用開始にあわせ、分別方法、手数料、受け入れ時間など、多くの項目で変更が予定されています。また、市町によって変更となる項目も違ってまいります。新たな収集がスムーズに移行するために、今後どのように住民の皆さんに説明などの周知が図られるのかお聞きをいたします。

最後は、都市計画事業認可取り消し訴訟についてであります。

平成23年から続いてきたこの訴訟も、これまで13回の口頭弁論などが開かれたとお聞きしています。あと半年で施設の稼働が始まります。それまでには何とか適切妥当な判決がなされ、この件についての決着を見て、今後20年にわたるごみ処理施設が地元住民の皆さんを初め北但1市2町の皆さんの歓迎のもとに運用が開始されることを何より望むものであります。審理が続いていますが、それに影響のない範囲で、現在の審理の状況と今後の見通しについてお聞きをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、地元との協議についてお答えをいたします。

組合では、施設の稼働前に森本・坊岡両区と、仮称ですけれども、公害防止協定を締結したいと考えております。

この公害防止協定で規定しようとする主な項目についてですが、まず、稼働に当たっての遵守事項として、条例や規則に基づき管理運営を行うこと、施設から発生する排水の処理の仕方、焼却灰や集じん飛灰の処理の仕方などの規定、それから公害防止措置として、運営期間、試運転期間における大気汚染、騒音、振動、悪臭などの規制値の定め、車両の管理として、搬入、搬出する車両の適正な監視などについて、また、組合と両区の連絡、協議する機関として、安全監視委員会を設置することを規定しようとしています。当該委員会が廃棄物の処理状況や管理状況について立入調査、また資料を求めることができることなども規定し、その他、必要な事項を公害防止協定の中で規定したいと考えています。

現在、組合が作成しました協定案について、両区で内容の協議をいただいているところです。

今後、両区から提出された修正要望事項、各種意見について、合同検討委員会で協議した上で協定書を確定し、来年2月末までに公害防止協定を締結したいと考えています。

なお、協定を締結する前段においては、両区での全体集会、総会なども開催していただき、区民各位のご理解をいただく予定としております。

また、以前から環境学習のフィールドとなる周辺の整備や田んぼ、畑の管理などは、両区や近隣地区の皆様を中心とした有償ボランティアの方々の参加を募り実施していきたいとの報告をしているところです。この実現に向け、現在、環境学習のサポートをお願いする学識経験者と里山の整備方針や地域住民の協力、支援組織について協議を進めているところです。これらの案がまとまった

段階で合同検討委員会へお示しし、ご意見をいただく予定としており、最終的には広報やホームページなどを活用して募集を行うなど、両区や地域の皆様の協力を賜りたいと思っていますところ。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、地域振興計画とごみ収集における変更点についてお答えをさせていただきますと思います。

計画の進捗状況ですけれども、平成27年9月末時点の進捗状況につきましては、地域振興計画に掲載されている総事業数63事業のうち、実施済みが29事業、実施中が16事業、未実施が18事業となっております。

未実施の事業内訳につきましては、国県事業が7事業、豊岡市経常経費対応事業が1事業、施設整備関連事業が5事業、これらを除く1市2町負担事業等が5事業となっており、国県事業につきましては、地元区の意向を踏まえながら、国、県に対しまして、事業の実施に向け、引き続き要望してまいりたいと考えております。

一方、国県事業以外の未実施の事業につきましては、協議が調い次第、直ちに着手できるもの、現在協議を行っているもの、協議、諸調整を行った結果、事業化が困難なもの等がございます。今後におきましては、これら国県事業以外の未実施の事業につきましても、地元区の意向を踏まえて改めて整理を行うとともに、財政状況を加味しながら、諸調整が整ったものについては事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

地域振興事業計画の中における国道178号の消雪工の課題でございます。

江野トンネルー森本橋間の消雪装置については、昨年度、森本区会館の敷地内で調査ボーリングを行いまして、新たに設置する井戸と既存井戸の2つをあわせますと必要水量が確保できる見込みでありまして、同区間の消雪工が行えるようになると兵庫県但馬県民局の担当者からお聞きしております。

現在、新設井戸の工事を施工されておりまして、ことしの12月からの供用を予定されているというふうにお聞きしております。

続きまして、ごみ収集における変更点についての住民周知に関してのお尋ねに関してでございます。

広域化に伴います構成市町との役割分担の中で、収集運搬は市町の業務というふうになっております。したがって、分別方法、ごみの出し方について、現在、各市町で広報や住民説明会により周知していただいているところでございます。

組合におきましても、今議会で上程しています条例をお認めいただいた後に、直接搬入する際の手数料及びごみの分別のほか、休業日や受け入れ時間、土曜日の搬入受け付けなどについて、広報紙やホームページなどを活用して周知したいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 裁判の審理状況と今後の見通しについてお尋ねをいただきました。

審理の状況につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、26年の6月10日に13回の口頭弁論を数えました。同日、裁判長のほうから、論点を整理したいということで、進行協議に切りかわりました。以降、7回の進行協議が開催されました。

今月に入りまして、10月1日の第14回口頭弁論では、被告側として、組合事務局長、原告側の4名の方の証人尋問が行われたところでございます。

今後の日程は、ことしの12月24日木曜日に終結の期を迎え、来年の3月には判決がなされる見通しとなっております。

訴訟は、1市2町の都市計画決定における裁量判断とその手続に違法性があり、それが事業認可へ継承されているという原告の主張でありました。組合は、1市2町とともに裁量判断及び都市計画決定の手続のいずれにも違法性がないことを主張して、兵庫県とともに準備書面、それから証拠書類を提出してきたところでございます。

これまでに組合や1市2町では、都市計画決定の理由でありますとか、ごみ処理の広域化計画などの事業の経緯、それから現況調査の結果に稼働後の影響を加えた数値が環境基準を満たす結果となっております生活環境影響調査について、さらに、法規制値より厳しい自主保証値内で制御します排ガス処理等を行う施設であることをこれまでから主張してきたところでございます。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 それでは、何点か再質問、確認等をさせていただきたいと思いますが、先ほど管理者のほうからの、公害防止協定を、今、結ぶべく、地元と協議中だというような説明をいただきました。先ほどの説明で、公害防止協定というのは、北但行政事務組合と地元、森本区、坊岡区と事務組合の2者で結ぶと、地元2つということでは3者、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そのような予定で協議をさせていただいています。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 そうした場合、少し気になりますのは、地元にとっては、地元の立場からいった場合に、組合と公害防止協定を結ぶ、それはそれでいいんですが、毎日施設を稼働させている、動かしているのは運営事業者になります。それから、先ほどの説明にもありましたが、ごみは搬入するまでは市町の責務だという話の中で、市町と地元との関係、運営事業者と地元との関係、これは公害防止協定の当事者にはなっていないということなんです、そのあたりはどのように考えたらいいのか、ご説明をお願いします。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、運営企業との関係ですけども、最終的にこの施設の責任者は北但行政事務組合にあります。したがって、その運営事業者というのは20年間でかわる可能性もありますけども、責任者として協定をできるのは組合でしかないというふうなことから、事業者についてはその中に入らないということでございますし、現在、協定をさせていただいているのは、当然収集運搬に関することにつきましては構成市町の業務でありますけども、今回、特に施設の入り口か

ら管理道路として860メートル進入道路があるわけですが、そこを含めて組合管理の施設になりますので、現在のところ、それ以外の部分で地元のほうからの要請等のことはお聞きしておりますので、構成市町がその協定の中に加わるということはありませんかというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 そういうふうに考えますと、2者間で公害防止協定が結ばれた、その内容というのは、当事者にはなっていませんが、運営事業者、また構成市町にも当然その効力というんですか、公害防止協定でうたわれていることはそれぞれのところにも及ぶんだというふうに考えたらよろしいんでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 運営事業者の瑕疵なりが発生して、それが協定が守れないというようなことになりますと、組合側が約束違反になりますので、当然そのことについて構成市町あるいは運営事業者に対してお願いをしていくと、指導していくというようなことになろうかと思えます。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 運営事業者あるいは構成市町にお願いをしていくということは、何か少し弱いのかなという感じがしております。法的にどうということは詳しくはわかりませんが、運営事業者も構成市町もこの協定をきちっと守っていくんだという、そういう思いを共有をぜひしていただきたいと、そのように思っております。

そうした中で、この協定の効力といいますか、協定の持っている法的な効力というんですか、協定内容がどのように担保されるか、その辺はどのように解釈したらよろしいんでしょうか。もうこれはお互いの確認事項ですよという、その程度のものなのか、いや、これはもう絶対的な効力を持ってやっていくんだと、そのあたりはどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） その協定の最終的な内容、詰めの内容によるものだと思いますけども、この協定を遵守して運営をやっていくということだろうというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。

そうした今現在協議をさせていただいているということですが、多分、地元と協議を進めていく中で、公害防止協定の中身についての意見と、これは公害防止協定の中ではそこまでは対象になってないので、それはまた別のことですよという、さまざまな意見が出てくるのではないのかなという気がしておりますが、その辺は、もし公害防止協定になじまないような意見とか要望とかが出てきた場合には、この公害防止協定とはまた別の確認書というんですか、合意書というんですか、そういうものは別にやっていくんだというふうに考えたらいいんでしょうか。そのあたりはいかがですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まだ最終的に細かい内容で公害防止協定案について詰めた段階でございますので、どのようなことが最終的になるのかということが申し上げられませんが、地域振興計画というのが実はありまして、その中にもいろんな項目の中身がありますので、その中で改定をしていかなくはいけない内容も出てくる可能性もあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、現在、そこら辺について、改めて別の協定が必要なのかどうかということも踏まえて、地元との協議を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。地元の皆さんの最大限のご協力のもとにこの施設整備が進んでいるということを踏まえて、地元の意向という部分の最大限の配慮をぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

そうした中で、この協定内容、協定書が今後、当議会のほうにどのようなタイミングで説明等がなされるのか。その点はいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど管理者からも答弁をさせていただきましたけれども、2月末ということでございますので、ある程度、本議会におきましては2月定例会もございまして、その段階で、どの程度地元との協議が調っているかということもありますけれども、ある程度こういう内容でということがお示しできればなというふうに思いますけれども。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。

公害防止協定というのは、森本区、坊岡区の地元の住民の皆さんだけではなくして、近隣、周辺の住民の方々も非常に神経質になる、そういう部分を公害防止協定は多分持っているというふうに思っております。平成10年ごろから広域ごみ処理施設の計画等がなされて、整備が進んでまいりました。稼働までに半年とわずかになったという段階でございます。そうした中で、この公害防止協定というのは最後の地元との重要な取り決めになるんだと、そういうふうに思っております。そういう公害防止協定でありますので、将来の協議で変更や修正ができるんだというような、そういった安易な考えではなくして、施設に対する地元の皆さんの憂いを少しでも少なくして、そして地元と、そして北但行政事務組合、そして運営事業者、それらが大きな信頼関係のもとに運用開始ができるような、そういった公害防止協定になることを期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に、地域振興計画についてでございますが、12月には消雪工が稼働するというような話もお聞きをいたしまして、ほっとしております。

施設稼働までに予定された事業、これは地元との協議の中でこれまで進めてこられたわけですが、地元との話し合いの中で、稼働までにここまではやりましょう、ここまではできますねというような、そういった事業、項目については、一応予定どおり事業が実施できているというふうに考えたらよろしいのでしょうか。そのあたりはいかがでしょう。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 地元とお約束している部分については、その都度、合同検討委員会でご報告させていただいて、ご相談させていただいてますけども、予定どおりの進捗状況でございます。

○議長（木谷敏勝） 6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 ありがとうございます。

地域振興計画というのは、何回も申し上げておりますが、地元との信頼関係を築く上で非常に大切な取り組みでございますので、ぜひ今後とも格別の取り組みをお願いしたいなというふうに思いますが、地域振興計画とは特に関係がないんですが、1つ事案を紹介させていただきたいと思っておりますが、最近、地元の方、森本区の方から聞いた話ですが、森本の信号のところ、あのあたりは冬場、消雪装置の水がたくさん出て、雪もあったりして、なかなかうまく排水ができないというような状況にあるということの中で、地元の人が毎冬、非常に困られとったんです。そうした中で、土木事務所のほうが排水の整備とか舗装工事なんかで非常に改善されたという状況になっております。それはそれでいいんです。そのときに、この冬ってもう終わった冬ですが、春になったときに土木事務所の職員が、地元の困っておられる方に電話があって、ことしの冬はどうだったですか、大丈夫だったですかという電話の確認があったということなんです。その人はそれを非常に喜ばれているんです。その事業は地域振興計画とは別の土木事務所の取り組みということではあるんですが、行政と地元との信頼関係というのは、そうした電話一本で信頼関係がつけられていくという、そういうことの話その地元の方はされております。

そういう意味からも、地域振興計画だけではなくして、施設整備に当たって、地元の人たちと当局側、行政側との信頼関係というのは、ちょっとしたことで壊れますけど、ちょっとした対応で信頼関係を強くしていくという、そういうことにもつながりますので、ぜひそうした意識の中での事業の推進をお願いをしたいというふうに思っておりますし、先ほどのお話にもありましたように、国、県の事業については、半分が実施済み、実施中、そして半分がまだ手つかずの状態にあるという状態でもございますので、今後とも国、県への未実施の事業の強い要望をお願いをしたい、そのように思っております。

ごみ収集の運搬につきましてですが、市町の対応、そして組合の対応、両方あるのかなというふうに思います。ただ、住民にとりましては、これは組合のほうからの説明だ、これは市町からの説明だということは関係ありませんので、どちらにしても、それを一緒になったわかりやすい説明という部分をぜひお願いしたいなというふうに思います。先ほどの説明の中では少し、これは市町がやるんだ、これは組合がやるんだというような、ちょっとそんなニュアンスの説明があったかと思いますが、市民の立場からしたら、それは一緒になって、今度はどう変わっていくんだということになると思いますので、その辺は、ぜひ一体となって、わかりやすい説明をお願いしたいなというふうに思います。お願いをしたいと思います。

それから、最後ですが、訴訟についてでございます。

先ほど説明がありました。12月24日ですか、終結を迎えて、3月末には判決が出されるというよ

うな話を聞きました。正式運用までには一つの結論が出されるのかなというような気がしております。繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたが、やっぱり施設が稼働するとき、地元の人たちがどういう気持ちで迎えていただけるのか、それが非常に大事だと思います。そうした中で、さまざまな課題が解決して、さあ、ごみ処理施設の20年間のスタートだと、そういう気持ちで地元の人たち、あるいは関係者の人たちが迎えられるような、そういった流れになることを期待をしておきます。

いろんな、質問というよりも、要望とか、そういうような形になりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 以上で井垣文博議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は10時45分。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、一般質問させていただきます。

その前に、本日、管理者から事故の内容についてご報告がありましたけども、その件で、少し私の感想を述べさせていただきます。

なぜグレーチングが固定されていなかったのか、こういったことについてもきちっとした検討が必要だと、それは、ぜひこのような事故が起こらないようにする意味でも、今後、その結果を当議会にも報告を願いたいと思います。市長の報告では不十分だと私は思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

最初に、インフレスライド条項の適用についてでございます。

議員懇談会が9月30日に開かれまして、それによって詳しい資料を提供していただきました。本契約は、平成25年10月10日に締結し、契約締結から事業者の請求日まで1年半が経過しており、請負金額と実勢価格との乖離が確認されたことから、工事請負契約書第25条の第6項、インフレスライド条項を適用し、請負金額の変更を行うと述べていますが、今日に至るまでの工事では、軟弱地盤対策や現場内で発生した3万5,000立米に上る残土処理などで、工期が4カ月おくれました。そして工事費も1億8,576万円増額されているわけであります。現場の土質の見込み違いと、それを原因とする土砂崩れ、大量の残土発生、工事費の増額、これらの原因と責任の所在を何ら明らかにすることもせず、さらなる税金の投入には極めて大きな問題があると思います。

管理者は、議会で契約をした段階で、前提になっていることと違う事態が現実に世の中で起こり得ますと、そのときにどういうふうに対応するのか、そのときの費用の分担をどうするのか、そういったことについてあらかじめ決めてあるものもあれば、協議で行うこともありますと答弁されています。結局は、現場の管理監督する業者との契約には、土砂崩れや計数掛け間違いによる残土の大量発生、それによる工期のおくれを招いた場合のペナルティー、いわゆる罰金を科する条項は請

負契約書にはないということでありましょうか。私は、これはあつて当たり前だと考えておるところであります。

そういう中で、この4カ月の工期のおくれ、これも含めてのインフレスライド条項になるのか、その点をお尋ねいたします。

次に、生活環境影響調査についてお尋ねいたします。

なぜ今日まで林区から海岸までの生活環境影響調査は行われなかったのでしょうか。その点お尋ねいたします。平成22年5月、北但行政事務組合発行の、仮称であります、北但クリーンセンター設置に係る生活環境調査書によると、御又や小城などでは調査をしていますが、木谷川の水が流れる竹野川の下流域である林区では何の調査もされてない。この理由は何でありましょうか。それについてお尋ねいたします。

3番目として、ごみの減量化、資源化の努力計画と発電についてお尋ねいたします。

クリーンパーク北但としてのごみ減量化、資源化の計画をつくるべきだと考えているところでございます。当局より提出された平成28年度運転管理業務実施計画、ハイトラストでございますが、そこから提出された内容によりますと、売電料及び売電収入を最大化するように年間運転日数を計画する。これはそもそも売電を目的とする施設なのかどうなのか、目を疑う内容であります。以上であります。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、ごみの減量化についてお答えをいたします。

ごみ処理というのは、本来、それぞれの市町が行うべきことというふうに法律で定められております。クリーンパーク北但の役割は、本来、市町がそれぞれ行うべき事務のうち、中間処理及び最終処分についてのみ共同して行うというふうにされています。言うなれば構成市町からクリーンパーク北但が任されているのは、その中間処理及び最終処分であるというふうに言えます。したがって、その前段階であるごみの減量化、発生抑制については、それぞれの市町で行うべきものであるというふうに考えているところです。

もちろん適正なごみの処理を行う責務がございますし、持ち込まれてはならないものについて持ち込まないようにそれぞれの住民に求めるというようなことは当然でありますけれども、議員がお触れになりましたようなごみ減量化の計画については、市町が責任を持って行うべきものと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 建設工事に係るスライド条項の適用についてのお尋ねについてご答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず、1億8,576万円の増額を第93回の議会において議決をいただきましたけれども、その工事請負変更の内容につきましては、進入道路、敷地造成工事の残土処理への対応として、敷地地盤高を当

初計画より約1.4メートル高くしたことで、施設建設工事におけるくい及び基礎構造の変更、28年4月からのごみの全量受け入れには工期の短縮が必要であるために、土留工の追加設置とリサイクルセンターの負荷運転3カ月間の追加費用ということでお認めをいただきました。

その原因となった進入道路、敷地造成工事における発生残土の原因につきましては、大変複雑な地質であったため、設計で標準的に適用している土量変化率と現場での土量変化率に乖離があったこと、また、軟弱地盤対策として地盤改良等を実施しており、使用したセメント改良剤により土量が増加したこと、測定断面の精査により土量がふえたものと推察されまして、その責任というものが誰にあるかというものではないというふうなことを申し上げたところでございます。

その結果、今回のインフレスライドというものは、直接的な関係はございませんけれども、4カ月おくれたことによってスライド対象になるかというお尋ねですけれども、基準日がことしの2月20日ということでございますので、ことしの2月20日時点での残工事をインフレスライドの対象工事というふうにしておりますので、4カ月おくれたことによってそこにずれ込んできた残工事もあることから、部分的にはインフレスライド工事の対象になる工事も発生しているというふうなことでございます。

私からは以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、生活環境影響調査についてご説明させていただきます。

生活環境影響調査の項目は、環境省の生活環境影響調査指針におきまして、大気質、水質、騒音、振動、悪臭が定められています。大気質の調査範囲は、指針において施設規模に応じ煙突位置からの範囲が定められており、新施設では半径6キロまでが調査対象範囲となっており、調査を実施しております。したがって、林区は新施設より約2キロの位置にあるため、大気質の調査予測評価を実施し、環境基準を満たし、問題ないとの結論が得られています。

また、施設の稼働によって環境への影響を心配される周辺住民がおられることから、稼働後の影響を確認するため、生活環境影響調査の調査項目にはありませんが、あえてダイオキシン類、カドミウムなどの土壌調査を平成21年に周辺地区8カ所で実施し、全ての調査箇所におきまして環境基準を満たしていることを確認しています。

林区へも土壌調査の趣旨を説明し、調査のお願いをいたしました。同意を得ることができませんでしたので、土壌調査は実施しておりません。以上です。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 インフレスライド条項の適用ですけれども、4カ月というのはその中に入っていないんですかという話です、私の言っているのは、1年半なら1年半の中に4カ月なら4カ月というのが入っているんじゃないですかと。それとね、もう一つは、こういうペナルティーという問題が、これは管理者が質問に答える中で、その現場で、いわゆる契約上である場合もあるし、ちゃんと条項がない場合もあるというような極めて抽象的なお話を答弁でされてますから、今回の請負契約にはそもそもそういう現場管理の甘さなり、そういうようなので問題が生じた。工期が延期になった。そ

れから、それに基づいての工事費が必要になった。増額が。こういったことについてはきちっとした取り決めがないのですかということを知っているんです。趣旨は明確だと思います。なければないといって教えてください。当然これまでいろんな民間の工事契約書なんかを見ても、当然おくれたりなんか、事業者の理由でおくれたということになれば、ペナルティーならペナルティーが科せられるはずだ。そういうことがないのですかと知っているんです。

それから、数字の掛け間違えだとか土質のどうかこうとかいうのもね、結局あの地域をいろいろなかったら何もそういうことは、今回のような事態というのは出てこなかったわけですから、当然そういうことについて、勝手に自然発生的に3万5,000立米の土量が発生したわけでも何でもありません。工事をやった結果、そのときに数字を掛け間違えた、土量変化の変化率を、それが原因だっけははっきり言っているわけですから、誰が掛け間違えたのか、こういったことを含めて精算をするべきだと、その上で本当にスライドならスライド条項を当てはめるべきかとかということを考えるべきじゃないですかということが私の趣旨なんです。どんどん税金がそういう形で、何のそういったことについての総括もされずに、税金がどんどん使われていることについて、大きな問題がありますよということを知っているんです。その辺について教えてください。いわゆる請負契約書にそういうペナルティーに関しての条項がないのか。

そして、次に、具体的な内容に入りますけども、スライド条項の中で、労務単価、それからいわゆる建設資材、こういったものが値上がりをしているという話でありますけども、現実にそうなのか、私は調べてみましたが、これは、建設物価調査会、ここが出している資料なのでありますけども、2015年の9月10日と2014年、前年の9月10日とを比較して、主な建築資材の価格動向、40品目ですね。これは近畿、大阪です。上昇しているのは2項目のみ。残りの資材は対前年度で同額か、いわゆる下落しているわけです。下がっているということです。

それから、労賃についてはどうでしょうか。これは総務省の資料がございました。全国的な資料です。技能労働者の賃金についてということで、兵庫県の県土整備部から出ております。賃金の平成23年度と24年、これを比べているわけでありまして、全建設では年収が470万9,000円、24年については465万円、それから、型枠大工については320万8,000円、それが24年には333万6,000円と、こういうことになっています。それから、とび工については387万3,000円が368万8,000円と、これはこういう形になってますね。それから、鉄筋工、355万2,000円が350万1,000円と、要はこういう形になっているわけです。

今回のいわゆるインフレスライドが公共工事の設計労務単価、これが上がっているということが理由だと思われまして、現実には元請がその値上がり分の大半を懐に入れてしまうので、現場の労働者に、賃金に反映しないと、これが実態ではないかと、こういうことが現実にどのような、そちらのほうとしては、当局のほうとしては、建設資材、それから労賃について、どういういわゆる乖離が発生したと認識のもとで今回のインフレスライドをやろうとしているのかどうか。その点をお尋ねいたします。

それから、生活環境影響調査であります。土壌の調査はしてないということでもありますけども…

…。

○議長（木谷敏勝） 一問一答でいきましょうか。

○中井次郎議員 一問一答。はい。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、工期がおくれたことに対して、その責によってペナルティーが書かれているのかないのかということをお尋ねになりましたけども、受注者側の責任において工期がおくれたことに対してのペナルティーは契約書上も記載がされております。

今回、1億8,576万増額した部分については、先ほどご説明しましたけども、土量がふえたことによって敷地地盤高を1.4メートルかさ上げするというふうな費用に関してその事業者に責任を求めものではないということで、発注者側が負担をしたということでございます。

その中で、土量を間違えたというふうなことをご指摘いただきましたけども、先ほどにも説明申し上げましたけども、これを当初から推定して、確実に土量がこういうふうな掘削をして埋め戻した場合にはなるというふうなことを正確に把握することは困難だということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、数々スライド対象の労務単価、資材費のことでご質問ございましたけども、まず、私どものほうで協議が調った部分については、まず、設計当時の単価、25年の10月10日の単価と請求のありました27年の2月20日の単価を比較して、そのスライドとして対象になるのかどうかというふうなことでございますけども、それを見ますと、労務単価で申し上げますと、国土交通省の公表している単価、公共工事設計労務単価を使用しているわけですが、契約日と基準日における主な労務単価の差額でいえば、例えば普通作業員では契約日の単価が1万5,100円、基準日の単価が1万6,600円、差し引き1,500円の値上がり、割合でいいますと9.9%の上昇。鉄筋工は、契約日の単価が1万7,400円、基準日の単価が1万9,600円、差し引き2,200円の値上がりで、割合でいいますと12.6%の上昇。一般運転手でいいますと、契約日の単価が1万5,600円、基準日の単価が1万6,000円、差し引き400円の値上がり、割合でいいますと2.6%の上昇。型枠工でいいますと、契約日の単価は1万8,800円、基準日の単価が2万700円、差し引き1,900円の値上がり、割合でいいますと10.1%の上昇というようなことになっております。

資材に関して申し上げますと、資材単価については、先ほど建設物価とかご指摘されてますけども、私どもの単価、刊行物に記載のある単価については刊行物の単価を使用しております、その主なものでいいますと、生コンクリート、24-15-20BBという規格があるわけですが、その1立方メートル当たりの契約日の単価が1万5,900円、基準日の単価が1万6,900円、差し引き1,000円の値上がり、割合でいいますと6.3%の上昇。鉄筋のSD295A D13という規格の異形鉄筋なんですけども、13ミリの鉄筋の規格がありますけども、この1トン当たりの契約日の単価が6万円、基準日の単価が6万3,000円、差し引き3,000円の値上がり、割合でいいますと5%の上昇というふうなことでございます。したがって、これらをもとにしてスライド額を算定したというふうな

ことでございます。

あと、それが現場の賃金等に実際に反映されていないんじゃないかというふうなご質問ですけども、議員懇談会の中の資料の中にもありましたけども、マニュアル等でそのこと自体がどういうお金の流れになっているかを、その流れを求めるといふふうなことのマニュアル等にもなっておりません。しかしながら、私どものほうはそのことをやはり、協力業者に対してもそういうふうな、実勢価格に反映した価格で契約されているかどうかという確認の書類をいただくというようなことを業者のほうに求めております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 数字の掛け間違えでしょう。いわゆる残土が3万5,000立米ふえたというのはね。それを責任はない。実際にそのためのお金は出ていってる。工事費が上がった。その処理はどう考えるんですかって。お金、具体的にあれではないですか。そういった場合の条項はないんですか。そのことについて教えてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 掛け間違えというんじゃなくて、現場として、当初、ボーリング調査で得られたデータをもとにして土量の積算をして、こうですというふうな結果になったというふうなことで、設計書を作成をして、業者に発注したと。ところが現場の土質自体がかなり複雑な土質であって、そのとおりの結果ではなかったのではないかということが、結果として3万5,000立米の残土が発生したということですので、これについて、誰にも責任がないということでございますので、契約上でその費用を業者のほうに持てというわけにはいかないというふうなことを判断したということでございます。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 条項がないんですかって聞いているんです、もう1点。そういう場合の、業者の責任なら責任で、問題があったと、いわゆる工事費が増嵩したと、こういう場合の条項はないんですかって聞いている。請負契約の中に。

それから、現場監理とは何ですか、そうすると。何のためにお金を出しているわけですか。曖昧模糊としたような話でね、税金を使ったらだめですよ。そんなもん、あなた、いつの間にか3万5,000立米ふえましたよというような、大変なこれね、ダンプの数にしたって5,000台か何ぼになるはずなんです。5,000台か。それをね、何となくそういうことになったんですわ、曖昧な答弁では、私は納得できませんね、そういうことについては、やっぱりそれについてはどうなのか。責任問題だと私は言ってる。その責任をあらわすのはお金しかないんです。請負単価なんです。金額なんです。

あるかどうか、そういう条項が。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 何度もお答えしているところですけども、事業者の側の責任において費用が膨らんだときに、事業者がそれを負担するという条項はあります。事業者には責任がないものについて、事業者には払えという条項はない。今回のケースは、事業者にも責任はないということ

申し上げているところです。

このことに限らず、土の中のことというのは、実際に工事をやってみなければわからないことはたくさんあります。事前にできるだけ調べるようにボーリング調査をしたりしながら、そうしたある程度の蓋然性を持って設計を行ったりしますけれども、いざ実際に工事にかかってみると、それとは違う結果になることは多々あります。工事で掘ってみると、事前に予測できなかった軟弱地盤があって、そして天井が崩落をして工事費がかかるなどしょっちゅうあります。あるいは下水の工事をしたところ、実際土を掘ってみると放置されたものがあるというように工事費が膨らむということもたくさんあります。それを事業者の責任と言うことはできない。しかし、費用はかかっている。とするならば、発注者がそれを払うべきだというのは理の当然だろうというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 どちらにしたってお認めにならんわけですから、そういうことについてね、極めて曖昧な話で、結局は現場の、ただ自然発生的に、ボーリングしてもそれじゃあわからんと、極めてそういう曖昧な話で、私は税金を使われることについては、本当に心外な話だと思っております。

この話ばっかしやってもあれですので。このスライドの問題ですけども、公共工事の設計労務単価がどんなに上がろうとも、現実に労働者なりに賃金が何ぼ一体払われているかとか、それから、建設のいわゆる資材の値上げなり、そういうものなりについても、現実になってないんじゃないですか。単なる国交省が、こういういわゆる単価で出しますよと言うから、それをスライド条項で当てはめて、あなたの請負単価を上げてあげましょうと、こういった話であるべきであって、何も特別、現実にこの但馬の賃金が上がっているわけでもない。かえって下がっている。やっぱりそこら辺はきちっと見ていかなんだら、そういう何か請負業者に対してでもできるだけ労賃に反映するよということを書いてますという話ですけども、現実にはそうはなっていないからね、建設関係の労働者のやっぱり高齢化。数が減ってる。質も悪くなる。こういった問題がやっぱり出てきているわけですから、その点どう考えているか。これほど大きな事業をやっているわけですから、きちっと事業者、それなりの賃金を払えと、これが普通だと思うんですけど。余りにも何かぬるい対応だなと思いますけどね。その点どう思われていますか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） スライド条項の今の状況についてはご報告申し上げましたけれども、スライド条項に基づいて幾ら払うという契約をまだしておりませんので、今、議員はあたかも、したけれども、実際には元請のところがその分を懐に入れて、そして賃金を払われてないとおっしゃいましたが、していないものについて、あるとおっしゃるのはどういう根拠なのか、ぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

議員のおっしゃったような懸念は、それはそれでわかりますから、つまり今後そうなるわけではないかということ、あつてはならないとおっしゃるんだつたらわかりますから、だからこそ、先ほど答弁申し上げましたように、一定の工夫をするということを申し上げているところです。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 私もそれなりに、そこの現場じゃないですけども、こういう建設関係の仕事に従事されている方に、一体今ごろ何ぼもらっているんですかと言ったら、8,000円だと。一日の日当が。型枠大工です。公共事業にも当然行ってますけども。そういうことを何人かに聞きに行って、その結果で私はこうしゃべっているわけです。そういうことです。

それと、具体的にお尋ねしますけども、議員懇談会で配付されましたインフレスライド額内訳書なるものが出ております。その変更額、請負変更額についてはそれぞれ違うわけです。クリーンセンターについては6%、リサイクルセンターについては7%、管理棟7.7%、その他施設が5.1%、残工事6.3%と、こうなっているわけですけど、この内訳はどうなっていますか。中身は。変更した根拠は、金額はどうなっていますか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議員懇談会でお配りした、それぞれクリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟の内訳ですけども、それぞれ個別に積算をして、総括的にここにお書きをしているわけですけども、クリーンセンターは、ごみ計量器、ごみクレーンなどの受け入れ供給設備、ごみ投入ホッパ、燃焼装置などの燃焼設備、ボイラーなどの燃焼ガス冷却設備などプラント工事が変動前金額15億418万1,000円、変動後金額が15億7,086万9,000円、差し引き6,668万8,000円の増、土木建築工事が、変動前金額14億1,828万4,431円、変動後金額が15億2,597万3,417円、差し引き1億768万8,986円の増額、プラント工事と土木建築工事あわせ、それぞれに諸経費を加えると、変動金額34億4,100万6,500円、変動後金額36億4,703万8,500円、差し引き2億603万2,000円の増額というふうな内訳でございます。

リサイクルセンターにつきましては、不燃ごみ・粗大ごみ処理設備、瓶・缶処理設備、プラスチック製容器包装処理設備などプラント工事が変動前金額4億5,158万3,000円、変動後金額4億7,256万円、差し引き2,097万7,000円の増額、土木建築工事が、変動前金額8億633万9,615円、変動後金額8億7,353万8,141円、差し引き6,719万8,526円の増額、プラント工事と土木建築工事あわせまして、それぞれ諸経費を加えると、変動前金額14億7,631万3,501円、変動後金額が15億8,004万3,501円、差し引き1億373万円の増額というふうな内訳でございます。

同様に、管理棟は、土木建築工事が、変動前金額3億8,142万693円、変動後金額4億1,210万9,029円、差し引き3,068万8,336円の増額、これにそれぞれ諸経費を加えると、変動前金額4億4,928万円、変動後金額4億8,386万2,000円、差し引き3,458万2,000円の増額ということになります。

その他施設は、土木建築工事が、変動前金額3億7,829万2,770円、変動後金額3億9,720万9,197円、差し引き1,891万6,427円の増額、これにそれぞれ諸経費を加えると、変動前金額4億4,110万円、変動後金額4億6,360万5,000円、差し引き2,250万5,000円の増額となります。

また、クリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟、その他施設を合計した残工事価格は、変動前金額58億770万1円、変動後金額61億7,454万9,001円となり、変動後金額から変動前金額を差し引いた変動額は3億6,684万9,000円ということになります。

なお、このスライド額については、再度精査を行いまして、平成28年2月の議会定例会において、変更契約の締結について、議案を上程する予定となっております。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、次に、お尋ねいたします。生活環境影響調査ですね。

この林区の場合は、そうすると、土壤の調査はなされなかったと。裁判でも林区の方が証人尋問をされてましたけども、地区が拒否をされたと。大気の関係はやられたんですか。しかしながら、要は、当局が出された調査に関するあれですね、センター設置に係る生活環境調査書では、実際何にも印はしてなかったと。林区のほうは。大気汚染やら、そういう関係はやられたんですか。どうなんでしょう。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 林区につきましては、平成21年の3月26日に、生活環境影響調査をする前に、生活環境影響調査はこういうことをします、こういう目的でしますというまず説明会に入りました。その中で、当然、大気質についても心配されてますので、まず大気質については、現況の濃度、今どういった状況にあるのか、そして施設が稼働したときに幾ら負荷がかかって、どんだけの濃度になるのかと、こういうことになるという説明をしました。それで、今の大気の現況濃度につきましては、竹野南地区公民館と、坊岡区においては木谷橋の上流、民家の前で大気質の調査をしました。その周辺に特定の排ガスが出るような工場がないので、大体あのあたりは同じ現況濃度になると思います。実際、竹野南公民館と坊岡ではかった現況濃度は全く同じでした。その現況濃度も林区も同じ濃度ということ想定して、施設が稼働したときの負荷をかけております。先ほども言いましたように、その負荷をかけた合計は、当然環境基準を満足したものでありまして、結局、そういった、当初、林区は、施設に対して反対しているの、生活環境影響調査はしていらんと、こういうふうにおっしゃいました。それで、結果として土壤調査は実施していませんし、その後の環境影響評価の報告なんかもしていないというのが実情であります。ただ、調査の中では、煙突からの大気質の拡散というものがありますので、その拡散状況の中で、林区についてもどんだけの負荷がかかるかということはお出ております。以上です。

○議長（木谷敏勝） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 生活環境影響調査の報告会なんですけども、林区に入って直接はしておりませんが、中竹野地区を対象とした説明会は実施しました。その中で、林区からも何名かの方は出席されて、報告を聞いておられました。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 裁判を聞いてましたらね、結局、同意できないと、クリーンセンターのいわゆる建設には、そう言ったらそれで終わりでしたと、後、何にも、生活環境影響調査を再度させてほしいとか、そういう組合からの話もなかったんですけど、今の今までずっと、それこそ竹野浜まで一切調査はないですと、そういうお話でしたけども、それで、そのとおりなんですか。1回地区からそういう形で、もう結構ですなんて言われたら、こういう調査はしないもんなんですか。何か話を聞いたら、極めて、ああそうですかという、坊岡とあそこだけやればええと。森本、坊岡だけやればええ。あと御又やらあっちのほうはやっとるわけですけえね、何らかの形で。2.何キロでしたかね。5キロでしたか。それが当たり前なんですか。組合のほうの考え方の。何も努力もされていないように感じますけど。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 一度その説明会に行った後も、区長さんのほうに対しましては、環境調査の、特に土壌調査の申し入れはしました。ただ、先ほども言いましたけども、土壌調査につきましては、生活環境影響調査の指定された項目ではありませんので、あくまでも事前にその土壌を確認しておけば、後々施設が稼働した後もその前後の因果関係がはっきりするという意味で、土壌調査をお願いしたものであります。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひ、もう施設も来年の4月から稼働というような話が出てますし、もう一度申し入れて、土壌調査をするなりすべきだと私は要望しておきます。

次に、ごみの減量化と発電の問題についてちょっとお尋ねをいたします。

当局より提出された平成28年度の運転管理業務実施計画書によると、売電量及び売電収入、最大化するよう年間運転日数を計画すると、どうもこういう記述を見ると、売電が目的でこういう施設があれしているのかなど。そうしますと、ごみの減量という問題についてはどうお考えになっているのでしょうか。ごみを減量化すればするほど実際に発電量やら売電の収入も結局減るわけですね、なぜそういう、ほくたんハイトラストからのそういう冊子が出ておりますけども、その意味はどういう意味なんでしょうか。

施設で使う電力量と売電量、それから売電収入、こういった予定額について、わかれば教えてください。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） まず、ごみの減量化についてですけども、先ほども管理者のほうが答弁しましたけども、ごみの減量化につきましては、構成市町の行う施策であります。北但といたしましてもごみに対する啓発機能を行えるものを管理棟の中に設置します。ごみを通じて環境に対する啓発機能を通じまして、ごみの減量化施策へとつながっていくものというふうに考えております。

次に、発電の関係なんですけども、ごみ質によりまして、ごみ質ごとに持っているエネルギーがあります。そのため、ごみ1トン当たりで何キロの発電ができるのかということは一概に言えませ

んが、仮に28年度の年間発電量を28年度の1年間に計画しています焼却ごみ量で割りますと、ごみ1トン当たり約460キロワットの発電ができることとなります。本施設の年間発電量につきましては、搬入される廃棄物を滞りなく処理することを条件に、売電量及び売電収入を最大化するように、平均的、標準的なごみ質である基準ごみをもとに、1年間当たり2炉運転を194日、1炉運転を157日、全炉停止14日間としての計画をしており、タービン発電量としましては年間1,737万8,550キロワットアワー、太陽光発電量につきましては年間2万3,090キロワットアワーを見込んでおり、そのうち場内での消費電力は588万4,799キロワットアワーを予定しております、その差し引きした電力量1,151万6,841キロワットアワーを年間発電量として見込んでおります。

なお、この計画発電量につきましては、平成28年4月から翌年の3月までの1年間分のごみ量により算出しているものであり、4月から7月までの試運転期間については考慮していませんので、施設稼働後の28年度の実績発電量と一致するものではありませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 売電による収入は幾らですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 平成28年度の売電収入といたしましては、約1億円見込んでおります。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 とらぬタヌキの皮算用といいますけども、本当に1億円が入ってくるのかどうなのかよくわかりませんが、要はごみ量をしっかり確保することが必要になるわけでしょう、この書いてある数字どおり。そうすると、各市町が減量化の責任を持つとって言ったってね、実際のとこいって、本当そんなもんが、北但なら北但がやっぱりきちっと指導なさらんと、できる話じゃないと思うんですけどね。新温泉町でも、今、説明会が終わったとこなんです。新しい、北但と、いわゆる広域化するから、こういう形でやり方が変わりますよという形で説明会をずっとやっとなです。そのときにキャッチフレーズとして、いわゆるもったいないという、もったいない運動をしようじゃないかと、ごみを燃やすことによって発電ができますよと、それがいわゆるリサイクルにかわるんだという話をしているわけです。実際ね、夢のような話だというわけです。けども、ごみを減量化するなり、資源化するなり、そういった問題は、やっぱりずっとこれからも続けていかなきゃならない問題なんです。そうするとね、ここに書いてあるような、売電量及び売電収入を最大化するようにクリーンセンター年間運転合計日数を計画すると、これに書いてあるわけです。やっぱり目的がちょっと、本当にクリーンパーク北但の目的は何なのかなと思わざるを得ないんです。それをきちっと、どういう考え方をしているか。これからずっとごみを燃やし続けるつもりなのか。それともどんどんやっぱり減量化していくのか。北但としてもしっかりした方針を持つべきだと思いますけども、その点について、最後に答えてください。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 随分と転倒したご理解をされているようですけれども、発電を目的とするためにごみを燃やすわけではありません。そうではなくって、現にごみが出てきますので、そのごみを

燃やせば熱が発生しますから、その熱が無駄になることがないように発電をして、そして収入を得て、少しでも運転に役立てようというのが、これが基本です。ごみが一度入ってきますと、そのごみの燃やし方によって発電量は変わってきますので、入ってきたごみを前提にした上で、どういう運転の仕方をすればより効率的に熱を利用できるのかということの説明しているだけにすぎません。よりたくさん発電をしたいのでごみを集めたいなんてことはどこにも書いてないはずですが、もともとこんな議論はこれまでもさんざんやってまいりましたけれども、ごみの減量化については、これはとても大切な課題ですから、当然のことながら市町も住民もやらなければいけない。先ほど担当のほうから、新しい施設の中での一部の機能を使って普及啓発をすると申し上げましたけれども、ごみの減量化についてさらなる努力をするというのはいささかも疑う余地のない基本方針であります。結果としてごみが減れば、もちろん発電量が減りますから、もちろんそのことによって売電収入は減るでしょうけれども、それは何ら構うことではない。むしろ当然のことだと、このように考えているところです。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 管理者の思いを聞かせていただきましたので、そういう方向ならば結構だなと思えますけども、今、先ほども申し上げたとおり、新温泉町においては、燃えるごみから燃やすごみに、要は袋さえも名前も変えるわけです。これも北但の指導の話だということでもありますけども、いろんなものが、例えば鉄アレイなんか直接ここに持ち込んでくださいと、もうあちらでは処理できませんというような話も全部出ておる。だから、確かに当初は北但のこの施設は各1市2町のごみを燃やすということを基本にしてみましたけども、まさにごみの減量化さえも統一してやろうと、名前を全て一緒にするんだと、分別の段階で、そういうことまでやられているわけですから、ぜひともごみの減量化に最大限の努力してほしいと思います。以上です。

○議長（木谷敏勝） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

次は、3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 それでは、一般質問を行います。

まず、裁判の経過について教えていただきたいと思います。基本的には論点ですね。どういう流れで論点が推移しているのかお尋ねをいたします。

2番目に、完成後の運営についてお尋ねをいたします。細かく4点ほどお願いをいたします。

1点目は、雇用についてであります。特に地元雇用の実態はどういう具合に推移するのか。旧雇用をしてきた方たちは今後どういう身の振り方になるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、2つ目で、周辺環境整備についてお尋ねをいたします。委託された事業者が周辺の環境整備をするという計画になっているようではありますが、これについて詳しく内容を教えていただきたいと思います。

それから、3つ目です。特に新温泉町では県下一、人口減少が進んでおります。ごみ量の推移についてどのように推計をなされているのか、この燃焼されるごみの推計をお尋ねをいたします。もちろん人口減少の数値についてもお尋ねをいたします。

それから、4つ目です。交通量の現状と、それから今後の予測についてお尋ねをします。これについては、交通量、交通安全対策、それから騒音対策などについてお尋ねしたいと思っております。

それから、3つ目、各町の負担割合について、現状と、それから今後のあり方についての基本的なお考えを教えてくださいたいと思います。以上であります。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、各市町の負担割合についてお答えをいたします。

現行の負担金の分賦方法、負担割合につきましては、構成市町における平成17年12月議会で規約改正の同文議決、翌年1月5日付で兵庫県知事の許可を経まして、平成18年度の負担金徴収から適用しております。

現行の負担割合は、それぞれが別々につくるよりも一緒にしたほうが得だということで、別々につくる場合よりも得になる分を1市2町が公平にその恩恵を受けることができるようにという基本的な考え方のもとで設定をなされております。広域化することによって生じる建設費、運営費、収集運搬費の20年間の財政メリット、費用負担の減少です。それからデメリットを合算した36億円の財政メリットを1市2町で公平に分配し、負担をし合うということで、施設の設置に要する経費につきましては、均等割100分の15、人口割100分の85、処理に要する経費は、均等割10分の1、前年の処理量実績割10分の9と決定したものです。

均等割につきましては、例えば施設の大小にかかわらず、施設を個々に整備する場合であっても、施設に必要不可欠なトイレや事務室のような設備等に関する経費については、共同して施設を整備する場合において、均等にこれを負担するという考え方に基づいてなされたものです。

施設を豊岡市内につくりますので、これまで新温泉にとりましては近くに運んでいたものが遠くなりますので、当然ながら運搬に要する費用はかかります。あるいはこれまでは1台の収集運搬車が2往復できたものが1往復しかできないとなると、収集運搬車自体をふやさなければいけない。そういったコスト増は予測されますので、そのことも全て織り込んだ上で、つまり計算の中に含めた上で、先ほど申し上げましたような割合を決定したところでございます。

ところが、この試算をしたときは、上郷に施設をつくるという前提での試算でございましたので、それが今回森本・坊岡の場所になりました。そこでもし意味のある違いが出てくるとすれば、そのことを踏まえて負担割合については再度検討する必要があるものと考えております。

ただ、DBO事業者が決定をされ、建設費、運営費についての財政メリットは算出されておりますけれども、今申し上げましたように、上郷から竹野町の森本・坊岡に変更になったために、収集運搬費の財政的なデメリットがどうなるのか、現時点では算出できておりませんので、それが算出され次第、改めて積算をし直したい。その上でなお今の負担割合のままでいいということであれば変更する必要はございませんし、変更するような大きな数字の違いが出てくれば変更について行うべきものと、このように考えているところでございます。

なお、処理に要する経費、均等割10分の1、前年の処理量実績10分の9につきましては、施設の

設置に要する経費、建設費のその負担割合の中で既に考慮されていますので、この点についての見直しを行う考えは持っておりません。

その他につきましては、それぞれからお答えさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、裁判についての論点ということで、私、傍聴、ほとんどのケースで出席をさせていただいておりますけども、論点として何かというところが果たしてどうなのかというふうに疑問に思っております。進行協議の中において議論されておったのは、原告適格がどこまであるのかという議論がほとんどであったのではないだろうかというふうに思っております。廃掃法上、あるいは都市計画法上で環境に配慮するということに対してどのように捉えるのかということから辺で、98名、当初の原告がおられたわけですけども、その適格性について議論がなされたということでございます。

最終的には、さっきの議員にもお答えしてますけども、都市計画決定をした理由であるとか、広域化計画の事業の経緯、あるいは生活環境影響調査にかかわる部分で排ガスの処理に関すること、ここら辺が争点であったのではないのかなというふうに考えております。

次に、周辺の環境整備についてお尋ねいただきましたけども、その中で、委託した事業者がその周辺環境についての整備をするんだというふうなご質問だったんですけども、今回、周辺整備計画でうたっております6つのゾーンのうち2つのピオトープで形成されました拠点施設ゾーンとその上部に広がる利用・体験の森ゾーンについては、現在の行われている施設建設工事の中で整備をいたします。したがって、その予算については建設工事の中に含まれておまして、来年7月末の工期で完成をいたします。残る進入路修景ゾーン、あるいは水辺活用ゾーン、谷筋の景観形成ゾーン、保全・再生の森ゾーンにつきましては、これは事業者がするのではなくて、北但行政事務組合のほうが事業主体となって実施をしますけども、主に有償ボランティアグループによる活動やイベントを通じて整備をしたいというふうに考えております。現在、その自然環境に関する学識経験者及びタクマグループと具体的な活動内容あるいはイベント内容について協議をしております。

初期整備に事業者が準備する以外の物品と活動、イベント開催に伴う予算につきましては、来年度予算に計上する予定で事務を進めております。

なお、有償ボランティアによる活動の中では難しい取り組みや工事が必要な場合など、別途予算が必要となる際には、改めて議会にお諮りする予定といたしております。

あと、利用目的ですけども、ごみを通じまして自然循環や環境問題を学ぶことから始まって、施設周辺の活動によって自然の保全、里山の再生について学習することを目的としております。また、環境学習を通じた住民の交流の場を提供することも目的としています。

具体的内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、自然環境に関する学識経験者及びタクマグループと協議しているところでございます。例えば樹木や竹の伐採を有償ボランティアグループの活動として行い、間伐材を利用した木工教室や炭焼き体験をイベントとして開催するといった取り組みです。また、子供たちを対象に、生き物や植物といった自然観察から、環境問題

に関する知識を学習する取り組みなどを計画いたしております。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 既存施設に係ります地元雇用についてお尋ねをいただきました。

運営事業者による雇用は、地域に根差した事業運営を推進するために、運営期間開始後3年までは59名、3年後には全ての従業員である60名を1市2町の地元の方の雇用をする計画となっております。

雇用につきましては、タクマグループでの業務となりますので、組合は直接なかかわり合いはございません。しかし、既存施設をお持ちの構成市町、それから森本・坊岡区に関しましては、雇用に係ります情報提供をすることで後方支援を行うということを、できる限り協力するということとしておりました。

組合は、既存施設で働いていらっしゃる方に関して、構成市町の環境担当者のほうに新施設での就労の意向調査をお願いをしておりました。ことしの2月に希望される方の情報をタクマグループのほうに市町のほうから情報を得まして提供をしました。その後、ことしの4月の4日と20日に既存施設の各職場において、タクマのほうが個別の説明会を開催をいたしまして、タクマのほうから業務の内容でありますとか雇用の条件、こういったものを説明し、質疑応答が行われた上で、希望者の意向確認をされたというふうになっております。

採用は、3つのグループに分けて行う計画と当初からなっております、ことしの7月には、まず正規社員であります監督職の採用者が決定いたしました。採用者の7名の内訳は、5名の方が豊岡市、2名の方が新温泉町の出身の方と伺っております。

続いて、今後、受け入れ員・リサイクル作業員は、今月の16日からハローワークを窓口として公募が始まっておりますし、運転員、整備員につきましても、11月1日から同じようにハローワークを通じて公募が開始されるというふうな状況になっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、施設完成後の交通量変化と交通安全対策、騒音対策についてお答えします。

まず、交通量の変化なんですけれども、施設周辺の交通量につきましては、森本交差点で平成20年5月14日、それと同年8月6日、10月15日にそれぞれ午前7時から午後7時までの12時間交通量を組合で、また、平成21年11月24日、午前6時から午後10時までの交通量を生活環境影響調査でそれぞれ調査しております。いずれの場合も午前7時から午後7時までの12時間交通量は約4,000台程度で、一般車両を1時間ごとの時間帯別で見ると、生活環境影響調査のときには、朝のピークは午前7時から8時、夕方のピークは午後5時から6時であり、いずれのピーク時におきましてもごみの搬入車両の往復はありませんでした。

また、施設稼働後のごみ搬入車両の往復台数につきましては、1日当たり738台を想定しており、一番多い時間帯は、午前でいいますと9時から10時の110台、午後からは1時から2時、それと2時から3時のそれぞれ92台を想定しておりますが、搬入車両が一番多い午前9時から10時の台数にそ

のときの一般車両の台数を加えましても、朝のピーク時の台数には及びません。

なお、これまでごみ搬入車両の台数は、計画収集と直接搬入の合計台数の平均として、1日当たり約300台と説明していますが、生活環境影響調査におけるごみ搬入車両の台数は、計画収集と直接搬入の台数が最大となる月曜日の台数に汚泥の搬入、灰の搬出、薬剤の搬入等の関係車両の台数も加えていますので、1日当たり369台、往復で738台としております。

次に、交通安全対策と騒音についてですけれども、まず、交通安全対策としましては、主要地方道日高竹野線と施設への進入道路の交差点には、よく見える位置に案内標識を設置し、搬入車両を誘導します。また、交差点の構造につきましては、兵庫県の公安委員会と協議を行いましたが、特段の意見や指示事項はありませんでした。車両による交通騒音は、現況騒音分に搬入車両による増加分が加わりますが、国道178号線の御又、主要地方道日高竹野線の森本区、坊岡区で生活環境調査による予測を行いました。3カ所とも環境基準を満足しており、交通騒音についての対策は特に考えておりません。

なお、進入道路の入り口に設置します監視施設では、定期的に地元区民の方による搬入車両の監視をしていただき、マナーの悪い車両を発見された場合には、組合に連絡をいただき、組合より改善指導をしていきます。以上です。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 人口減とごみ量の推移についてお答えをさせていただきます。

当組合の一般廃棄物処理基本計画における人口の将来予測は、構成市町それぞれの一般廃棄物処理基本計画を合計したものでございます。構成市町はそれぞれ、ごみ処理施設構造指針解説により、過去10年間の実績値に基づく最小自乗法によって人口の将来予測を算定しています。最小自乗法は数値解析の手法でありまして、実績の推移を複数の数式であらわし、その中から将来展望等を考慮して将来値を算定するものでございます。

平成24年に計画を策定した際の予測結果では、平成27年における各市町の人口は、豊岡市8万5,326人、香美町1万9,308人、新温泉町1万5,549人で、合計は12万183人です。

なお、住民基本台帳による人口は、平成27年4月1日現在で1市2町の合計が12万164人であり、その差はわずか19人です。

なお、平成38年度予測は10万9,001人というふうなことでございます。

そこに該当します焼却の量で申し上げますと、平成24年度につきましては3万6,278トン、平成27年度におきましては3万4,344.63トン、平成38年につきましては3万549.07トンというふうなことを一廃計画の中では盛り込んでおります。以上です。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 先ほどの答弁の中で、広域化することによるメリット、デメリットの合計は20年間で36億とお答えいたしましたけども、38億が正しゅうございますので、おわびして、訂正をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 それでは、質問を続けます。

まず、裁判についてであります。

この裁判、裁判長の心証はどうですか。ちょっとそこのところをお尋ねします。

それから、勝てる裁判か、負けそうなのか、そこも含めて雰囲気を見せていただければありがたいです。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 裁判官の心証は何ともはかりかねますけども、原告が勝たれる可能性はゼロである、このように考えております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 この裁判については、論点が原告適格、それから都市計画、環境調査であるという具合に聞いとるんですけど、町がどうか、今回に伴う裁判費用、その辺の内訳を教えてくださいという具合に思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回、私ども、訴訟参加をしまして、組合として支出しておりますのが、訴訟代理人として弁護士をお願いしております、着手金として500万円お支払いをしております。結審をしまして、その結果によって成功報酬というものが今後発生するということと、費用としては、傍聴をそれぞれしておりますので、傍聴にかかわる旅費ということになります。以上です。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 当然各市町の負担もあるという考えでいいんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 着手金については組合で支出しておりますけども、それに伴って、各市町に負担金として発生しているということでございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 それは既にもう支出、各市町の分は出ているという格好でいいんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 既に支出いただいております。

なお、説明不足でしたけども、参加行政庁として、構成市町それぞれ訴訟参加されておりますけども、それは組合が支払っている着手金の中に含まれるということで、その部分については直接参加行政庁として支出されているという実態はございません。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 管理者、自信持って勝つということですけど、成功報酬、どのぐらい予定されてます

か。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 成功報酬につきましては、着手金の限度内において協議をさせていただいて、お支払いするという話になっております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 今の言葉がよくわからんので、具体的に幾らということですか、着手金の限度内というのは、1万円も限度内ですよ。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 着手金を500万円お支払いしておりますので、おおむね500万円というふうに想定をしております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 勝ちそうだという自信の根拠を改めて管理者にお尋ねしたい。勝ちそうだという根拠ですね。改めてちょっとお尋ねをしておきます。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 不当だという主張に根拠が全くありませんので、そういうことを申し上げました。

それから、事務局長が時間の多くが原告適格の議論に費やされたと申し上げましたけど、もしそうだとすると、そもそも裁判を起こす資格があるかどうかの議論ばかりやっていて、主張が正しいかどうかの議論があんまりなされてないということは、つまり突っ込んだ議論はなされてないことになりますから、その一事でもって原告の方が勝たれる可能性というのはないのではないかと、いうふうに私としては判断いたしております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 次に、完成後の運営についてお尋ねをいたします。

先ほども雇用について回答いただきました。約60人ですか、地元雇用ということですか。地元雇用ということですが、優先順位があると思うんです。例えば今の現状の新温泉では約10名近い方が焼却処理に当たっております。そういった方をまず優先する必要がある。それから、坊岡なり、この地元ですね、地元の方、これも優先する必要があると思うんです。そういったところのお考えは、今現状、既に、何名ですか、7月、採用しているということですが、現状も含めてお尋ねをいたします。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 地元雇用に関しまして、これは労使関係は雇用主だけでは成立いたしません。

雇用は安定した運営を目的としているということでございますので、タクマのほうが決定的には判断する、募集の状況によって構成市町ごとの出身者は配慮はいたしますけども、決定的には向こうが決めるというふうに思います。ただ、先ほどおっしゃったように、既存施設で働いていらっしゃる方は、ごみ処理施設に精通した方でございます。ですからそういった方の情報は私どものほうか

ら提供しまして、そういった方々を生かせるような形で採用のほうをお願いしたいというお願いはしてございます。

それから、地元雇用のことでもう1件の森本・坊岡のことをおっしゃいました。先ほど二本立てで、うちのほうは既存施設で働いていらっしゃる方と森本・坊岡の方についてタクマのほうに情報提供すると申し上げましたが、こちらのほうにつきましても、本格的な募集が始まったのがことしの5月であります、この3月の段階でタクマが地元のほうに個別の説明会をいたしております。春休みを利用して、3月の28日土曜日と29日の日曜日にこちらのほうも業務担当者が訪問しまして、森本・坊岡の希望のある方と対面方式で雇用の説明会を行って、同じようにスケジュールでありますとか条件、それから業務の内容というのを説明をして、質疑応答をしたところでございます。同じように、先ほど出身ごとの、採用が7名決まったと申し上げましたけども、豊岡の方が5名、新温泉の方がお二人というふうに言いましたけども、こちらのほうにつきましても、採用7名のうちお一人は、地元、森本・坊岡の出身の方が採用されたというふうになっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 けさの最初の質問者の中にあつたんですけど、雇用の責任、確かに事業者にあるのはわかるんですけどね、この施設の総責任はこの組合が負っているわけですね。そういう観点に立てば、やはり事業者に対して、そこの雇用のあり方、ぜひきっちりとお伝えしていただいて、あくまでもそういう既存の雇用の方々、そして地元、これを改めて強く要請をしていただきたいという具合に思います。

○議長（木谷敏勝） 質問ですか。

河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 今おっしゃったこと、理解しておりますので、タクマのほうには申し伝えたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 くれぐれも事業者の決定したことだからわからないというふうなことになるようにお願いをしておきます。

それから、この雇用の賃金体系、つまり雇用のあり方ですね。正規職員を7月にと回答をいただきましたが、それ以外、これから採用される方、どういう雇用形態になるか、その具体的な中身ですね、お尋ねをしておきます。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 賃金体系のことだと理解いたします。

タクマが雇用します職員の給与の体系につきましては、大きく分けて正職員と契約社員の2つがございます。今後の社会情勢によって変更となる場合がございますが、次のようになっております。

正規社員の給与につきましては、募集時の雇用条件において、技術管理員、班長などの監督職については月に15万円から23万円、整備員、運転員などでは月に15万円から19万円と設定し、経験な

どを配慮して決定されるということになっております。そこに手当がつきます。手当としては、月に役職手当で8,000円から3万円、家族手当で8,000円から1万2,000円、通勤手当で上限が3万1,500円、夜間手当、それから時間外手当のほか、昇給、賞与の支給があります。そのほか雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金などの保険も備えられておりまして、就業1年以上で退職金の制度もあると伺っております。

次に、契約社員について申し上げます。募集時の雇用条件において、時給で800円から1,000円と伺っております。通勤手当の上限として、先ほどの正規社員と同じように、上限が3万1,500円、時間外手当の支給はあります。ただ、昇給ですとか賞与、それから退職金の制度はございません。労災保険には加入されますけれども、雇用保険、健康保険などについては労働時間によってそれぞれ異なりますので、決められた、義務づけられておる必要な保険についてはその時間によって加入されるものとなっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 この正社員と契約社員の人数を改めて教えていただきたいと思っております。

それにしても契約社員は非常に労働環境としては決してよくないという具合に思います。コストを下げるために契約社員をたくさん雇いたいという気持ちはわかるんですけど、改めて、こういう雇用でいいんでしょうかね。仮に時給800円としても、兵庫県の最低賃金は改定されて、794円かな、かなり上がりました。ぜひそういったところも踏まえて、従来型の800円から1,000円という形の見直しを求めたいと思いますが、どうですか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 60人の採用と申し上げましたが、そのうち正社員は24名、契約社員が36名の内訳となっております。

先ほど契約社員の方の立場が弱いというお話がありましたけれども、従業員の給与につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、最低賃金法に照らして、組合が責任を持ってモニタリングを実施したいと考えております。私どものほうもタクマのほうからこの金額を聞いた際に、10月1日議員がおっしゃるよう改定がありました。794円、10月に改正されてます。昨年から14円か、上がったというのを確認しておりますので、これからもこういったことの確認をしたり、それから、タクマが提案で人件費の総額、地元へ貢献するお金を、何億という数字を言っておりますので、そういったものも私どものほうは、提案書がちゃんと履行されとるかというチェックをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 何か地元へ落とす金は何億って、ちょっともう1回詳しく教えていただきたいですね。

それと、ここの工場長というか、施設の責任者、これはどなたになるんですか。予定は。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 地元へ落とすお金というのはちょっと言い方が悪かったんですけども、提案の際、経済性にすぐれた施設をつくらうという提案がございました。これはタクマのほうの提案で

ありまして、建設費で36億、それから運営のほうで54億、合計90億の経済性にすぐれた施設をつくらう、地元のほうに貢献しようという提案がございました。運営で54億ありました。その中の20年間の運営に係る地元住民の雇用に関する人件費が32億ございました。ですから、こういったお金がちゃんと適正に支払えているかどうか、最低賃金のお話をさっきさせていただきましたけども、そういうモニタリングは私どものほうがしていかなくちやいけない内容であるというふうに考えております。

それから、SPCの代表者、責任者のお話ですけども、3年間は59名の地元の方というふうに申し上げて、3年後には全員が1市2町の出身者の方になると最初に申し上げましたけども、その一人はタクマテクノスのほうから3年間はその責任者の方が運営について管理をされて、3年後には全員が北但の出身者になるということで、3年間はタクマテクノスのほうがその責任者の任をされるということでございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 3年過ぎればじゃあ地元の方が責任者になる可能性は高いと、そういうことでいいんですね。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） そのとおりでございます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 ついでですから、谷事務局長が天下りされる予定はありますか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） ございません。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 天下りはないということを改めてここで言うていただけたので、安心しておきます。税金ですからね、そこはきっちりと見ていきたいというように思います。

次に、周辺環境整備についてお尋ねをいたします。

6つのゾーンのうち4つが事業者をお願いをするというお話でありました。これ、利用が炭焼き、木工教室などということで回答をいただきましたが、あそこの山の中に炭焼きをしたり木工教室をする、そういう予定、予測、強制的に送り込むのか、どういう計画なのか、もう少しわかりやすくお尋ねをいたします。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私、先ほど答弁させていただいたのは、6つのゾーンのうち、今回2つのゾーンにおいて現在建設中の工事の中で整備をするということで、残りの4つのゾーンについては、今後、環境学習等を通じて整備を順次やっていくというふうなことでございます。

それと、今、例えばの例でそういうふうなお話をさせていただきましたけども、事業者のほうから提案のあった内容でいきますと、例えば春の季節に、竹林がございますので、タケノコ掘りと春の植物観察みたいなことをしてはどうか、あるいは野鳥もたくさんいますので、野鳥の声を聞きな

がら野草摘みと田植えをしようとか、そういうふうなもの、菜種の収穫とナイトハイク、蛍観賞をしたりカエルの鳴き声の観察をしたりとか、ソバの種まきとトンボの観察、夏のごみ事情とナイトハイク、あるいは稲刈り体験とか、そういうような何項目かにわたって提案をさせていただいておるといふふうなことでございます。

これを踏まえて、いろいろ事業者のほうで準備していただく器具、機械等がございますので、その内容について、再度、この地に合った、何が適切なイベントであるかということ、そういう学識経験者の方にご意見を伺っておりまして、里山再生というふうなことを視点に置いて、例えば竹炭、あるいは竹を考えたものをしてはどうとか、いろいろと意見を伺ってますけれども、最終的にそれらを踏まえて調整をさせていただいて、イベントの内容を固めていきたいというふうにご考えております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 大変優雅な、おもしろそうなイベントをたくさん準備しているようでありますけど、里山再生ということは私も賛成なんですけど、山に本当に人が来るんですか。予算、どのぐらい使って整備を予定しているんですか。ちょっと予算についてもお尋ねをしておきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在、最終的なイベント等が決まっておりませんので、それに必要な予算というのをまだはっきりと申し上げる時期じゃないと思いますけども、いずれにしても、やはりお金をいっぱいかけるんじゃないかと、思いとしては、先ほどにもご説明しましたけども、有償ボランティアという形でのかわり方でこのイベント等に参加いただくということで、できるだけその効果を求めて節約した内容でやっていきたいというふうな思いで考えております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 こういう事業、最初は確かに盛り上がるんです。5年、10年たつとね、もう本当に何だと、せんほうがよかったと、こういう流れが、どこの町でもそうですけどね、多いんですよ。ですから、これだけ子供も減少してますから、よく考えて、お金の使い方を改めて検討していただきたいというように思います。

次に、人口減とごみ量の変化についてお尋ねをいたします。

人口予測、10年後では10万人ぐらいになるという具合に予測されております。大体85%ぐらいです。我が町も10年後はそういう予定になっておりますけど、去年ですか、人口問題研究所の発表によりますと、我が町は25年後に半減するというふうなデータも出ております。この予測値が甘いなという感じがしております。

それで、この人口減少とごみ量、これはおたくからいただいたデータを見ると、ごみの量と人口減少率、ほぼ比例してます。人口に合わせたようにごみの量も約85%減っていると、こういう予測が事務局から出ております。さらにちょっと分析したんですけどね、直接搬入ごみ、我が町は非常に距離が遠いんですけど、今はごみ焼却場に持っていったんですけど、豊岡まで持ってきて捨てるのかという持ち込みですね、直接搬入は少ないと思うんです。ところがおたくの出たデータを分

析すると、収集ごみは10年後には15%減って85%になると。ところが直接持ち込みごみは9割、つまり10%しか減らないと。私はこれ逆だと思うんですけど、こういう直接ごみの減少率が収集ごみの減少率より高いと、つまり持ち込みはふえるわけですね、比率が、収集よりも。こういうデータで出されていると。これ全く逆になるべきだと思うんですけど、その点はどうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 一定のごみ量の推計あるいはごみの原単位につきましては、減量化施策に伴って減量してくるということで、それぞれをもって算出しておりますし、直接搬入というのは事業系のごみもかなり含まれておりますので、それらを勘案しながらこの計画の中に盛り込んでいったということでございます。

なお、当然長期にわたる計画でございますので、改定が必要な時期につきましては、ごみ量の実績を踏まえた上で改定をしていくということになるかと思えます。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 局長、全くのずれた答弁でね、うちの事業者は、うちの店もそうですけど、豊岡まで持って行ってごみを捨てようという、そういう事業者はいないんです。ですから収集業者にもう出すしかないなど。ほとんど中小の、大手はわかりませんよ。そういう流れなんです。それからするとね、このごみの減量率は、持ち込みごみの減少率は、明らかに予測は間違っていると思うんです。ぜひ改めて内容を、現状を精査して、遠い町のごみの持ち込みがどうなるか、改めて検討をしていただきたいという具合に思います。答弁はいいですわ。

次に、交通量調査について、データを、資料を事務局より出していただきました。過去、調査が、21年、19年ですか、なされているんですけど、交通量、確かにピークは朝と夕方の2回あるわけです。通勤時間です。それで、台数は738台、さっきの答弁ではふえるということ、往復で738台ふえるわけですけど、これもピークが9時から10時、それから1時から2時、2時から3時という具合に聞いたわけです。改めて、現状より、現状は約4,000台ですから、2割ですね。2割近く減るわけです。これによって、交通安全対策、今のままでいいのかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほども一番ピークになるのは午前9時から10時というふうにご説明させていただいたんですけども、現状で一番ピークな7時から8時の間、私どもも交通量調査、行ってたわけなんですけども、現状を見ますと交通渋滞が起こるような状況にはなっておりません。車は確かに何台か信号でたまりますけども、それが何十メートル、何百メートルと長く停滞するというような現状はなく、見ておりましたもスムーズに朝の7時から8時の間でも流れているという状況でありました。それで、警察の公安委員会のほうとも協議しても、その程度の増加量であれば特段の対策の必要はないというような結果を得ております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 これは、今言ったのは、森本の交差点のことを言っておるんですね。坊岡の新しい進

入路、ここにおける交通量調査、これはどうなんですか。安全性は大丈夫ですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 坊岡の新しくできます進入路の交差点なんですけども、ここについても事前に兵庫県の公安委員会と協議しており、普通の今の交差点形状のままで問題ないという回答をいただいております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 右折、左折、それからTの字、十字路、いろいろ交差点があるわけですけど、ここは信号機はじゃあつけないということですよね。

それと、右折する場合は一定の計算式があります。渋滞しないかという。その計算式はどのように、知っておるんですけど、口で言われたんですけどね、点数としてどのように出てますか。渋滞しない根拠。数式であらわすようになってるんです。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今度新しくできます進入路の交差点につきましては、当然竹野浜のほうから来た車両が右折してまいります。その右折車両につきましては、1日当たり往復で40台見込んでおりますので、果たして40台の車が1日当たり入ってくる量に対して右折車線が要するというふうに公安委員会のほうも判断しておりませんので、特段特別な対策が要するという事は考えておりません。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 森本交差点、これでは1日1,832台か。1,470台か。右折車両の台数が1,470台となっております。これについても一定の計算式が必要だと思うんです。交通渋滞を起こさないというための。特に右折はそういう数式でもって根拠が成り立っておりますので、改めてそこの根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、森本交差点はT字型の交差点になっております。それで、現状、今も豊岡方面から来た車については右折と左折というふうに分かれております。その中でも、先ほども言いましたように、朝のピーク時と比べましても、ごみ搬入車両のピークな時間帯よりも朝のほうが交通量が多いですので、新たな対策は必要ないと思います。

ただ、今、議員のおっしゃってます計算式については把握しておりません。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 警察においても、それから県の、これは大型店舗においても、そういう交通緩和、交通渋滞が起こる可能性があり得る施設を建設する場合は、必ず数式でもって根拠を示すという具合になっております。改めてそのところを調べていただくようお願いをしておきます。

それから、騒音対策です。車両増加分による騒音が御又で0.8、それから森本で3.7ふえると。許容範囲というか、70デシベル以上はだめだよというのがルールなんですけど、これによって、御又、178号線は69デシベル、それから森本が68デシベルです。辛うじてぎりぎりの数値が出ているわけで

す。森本が3.7デシベルふえた。御又は0.8デシベルふえた。これはどういう根拠で森本交差点は3.7デシベルふえたか。御又は0.8なのか。もちろん交通量が差があるわけですね。香住側から来る車が362台ですか、豊岡から来る車が1,470台ですか、それを単純に割って出た数値なのか、改めて説明をお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 国道178号線の御又につきましては、1日当たりの交通量が151台ふえると計算しております。倍しますと302台増加分。それに対しまして、森本の分につきましては、先ほど説明しました738台ふえますので、その交通量によって。ただ、交通量の数字が、台数が倍になるからといって、騒音レベルが倍になるというものではございません。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 それで、3.7デシベルの根拠を改めて教えていただきたいですね。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 議員にもお示ししてます交通騒音の予測という資料をお渡ししていると思うんですけども、そこに予測式というものが書いてあります。275ページにあるわけなんですけども、ここに廃棄物の運搬車両による影響を考慮した式ということで、それぞれこのラムダエルと書いてあるのが廃棄物の搬入車両によってふえる騒音レベルとなっております。あくまでもこの式をもとにして3.7デシベルの増ということを算出しております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 騒音レベルを測定する場合は最も音源に近い一般家庭の音源、音の高さを調べます。それから、次はどうなのか調べます。普通は地図にして音源を、このエリアは69だよとか、そういうグラフであらわすんです。これはどこの地点をいうんですか。予測結果。どこの地点の予測結果を69と言われたんですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） これは森本交差点からすぐ離れたところに森本郵便局があります。この森本郵便局の前での交通騒音で、道路境界と民地の境界、その境のどこでの高さで1.2メートル地上高の騒音レベルを表記しております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 普通、騒音の根拠になるのは最も近い民家の高さを基準にして出すんです。離れた郵便局のところでは正確な基準値とは言えないんです。最も音源に近い民家、その騒音レベルが幾らかと。これ多分70を超えておると思いますよ。明らかに環境基準をクリアしてないと言えるんです。どうですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、議員のおっしゃっているのは施設からの騒音のことだと思うんですけども、あくまでも施設からずっと……（「音源から」と呼ぶ者あり）施設の音源から遠くなれば小さくなっていきますけども、今ご説明してますのは交通騒音についての音源の説明をしておりま

すので、あくまでも道路の端、民地との境界の音源をはかるのが正しいものと思います。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 私の認識と全く違うようです。改めて精査をお願いをしておきます。

次に、進入路の信号がないんだということですけど、子供が帰る時間、それと、2時、3時ですね、ごみの通るトラックなどの関係について、安全性は本当に大丈夫だということでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 進入路から、施設から出て行って主要地方道に出る前に、歩道部と交差する箇所があります。その歩道部と交差する前には一旦停止の標識を設けまして、必ずそこで一旦停止をして、歩行者あるいは通行車両の安全を確認して出ていってもらうよう、それぞれ関係車両には周知徹底したいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 改めて子供たちの交通安全対策、徹底をしていただいて、絶対ごみ収集車による事故が起きないように、改めて強く要請をしておきます。

次に、これ最後の質問です。各町の負担割合についてお尋ねをしておきます。

負担割合、均等割、それから人口割、今度改めてごみ量、出したごみの量によって負担を決定していくということですが、我が町は40キロ、1時間足らずで来るわけですけど、年間の輸送賃1億円を予定しております。近い豊岡市はいろんな意味でメリットはあると思うんです。距離的なね。それから住民の利用度の利便性。我々遠いから、どうしても豊岡までごみを持っていこうという気にもなりません。既存の収集業者にできるだけ出していこうという格好になるわけです。半日かかりでごみ処理をするわけにはなかなかいかないのが我が町の事業者の現状ではないかと思っております。

そこで、既存の均等、人口、ごみ量割、プラス距離割というのを計算式に入れてみてはどうかという提案であります。管理者、どうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 先ほどお答えしましたように、遠くはなりますけれども、そのことによるマイナスと、それから一緒に建物を建てることによるプラスと、施設が大きくなることによるランニングコストが下がることのプラスと、全部織り込み済みでありますので、それ以外の要素でもって算定することはあり得ない、こういうふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 もうちょっとあなた大物かと思ったけど、残念ですな。そういう言い方じゃなしにね、やっぱり一定の配慮はすべきだと思うんです。なぜって、豊岡がやっぱり一番メリットがあるわけですからね。改めて、織り込み済みというふうな、そういうわけのわからん返答でなしに、私は検討すべきだという具合に思うんですけど、どうですか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） お答えしたとおりです。

○議長（木谷敏勝） 3番西村銀三議員。

○西村銀三議員 非常に残念な管理者の考えに、情けないなという具合に思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で西村銀三議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は1時55分。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時55分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治でございます。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

北但ごみ処理施設建設業務契約は、低入札調査基準価格を1円だけオーバーの94億6,776万1円でタクマグループが落札をしてからたった2年で契約額をインフレスライドを適用して3.5%、3億3,347万円を増額し、今議会で債務負担行為額を追加、増額補正し、平成28年2月議会で契約締結をする議案を提出するというふうに説明がありました。この増額の根拠となっております、まず建設工事に係るスライド条項の適用について、以下2点、質問をいたします。

まず、(1)インフレスライドの額についてであります。①として、この間いただきました議員懇談会での資料の16ページのインフレスライド額内訳書が示されておりますけれども、この各費用項目のスライド変動金額の明細の説明をまず求めたいと思います。

2つ目には、このスライド額の算出につきましては、労務単価、建設資材単価の出来高数量が決定的に必要なと思うわけでありまして、そういう中で、賃金、建設資材仕入れ物価の推移と実際の中小企業等への支払い出来高を示していただきたいと思っております。

次に、2つ目でありまして、賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項、インフレスライド条項の運用マニュアルについてであります。それによりますと、受発注者の負担は、全体スライドで残工事の1.5%、単品スライドで残工事の1%、インフレスライドで残工事の1%とありますが、この中で、8の全体スライド及び単品スライド条項の併用において、100分の1という業者負担の関係でありますけれども、これが免除となるのかどうか、この点について伺いたいと思っております。

それから次に、2つ目の質問項目であります。北但ごみ処理施設建設についてであります。

施設の稼働につきましては、試運転なしの平成28年4月本格稼働、8月完工引き渡しというふうに聞いておりますけれども、これはそもそも安全運転義務違反ではないかということでもあります。

以上、ご答弁をお願いします。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、施設の稼働についてお答えをいたします。

試運転なしではありませんで、試運転でごみの全量を引き受けるというふうにまずご理解ください。

本施設の試運転については工期内に行うものとし、試運転における引き渡し性能試験により所定の性能が確認された後、竣工検査を実施し、合格後、正式に引き渡しを受け、竣工となります。

クリーンセンターについては、平成28年2月に電気を受け、機器の単体調整、無負荷運転、乾燥だきを行い、4月からごみを全量受け入れて負荷運転と性能を確認するための試験を行います。リサイクルセンターにつきましても、受電後、機器の単体調整、無負荷式運転、負荷運転、2月の下旬ごろからはごみを投入したラインごとの運転調整と性能を確認するための試験を行います。

また、クリーンセンターの負荷運転調整等の試運転期間中では、調整を行いながらの運転となりますが、排ガスの法規制値については当然遵守いたします。仮に試運転期間中であっても排ガス濃度が法規制値を上回った場合には、一時運転を停止し、原因を排除した後に運転を再開するなど、安全性に配慮した運転を行います。

なお、建築基準法による工事完了届、消防法による消防用設備等完成検査申請書については、工事完了後に提出し、検査合格の後に本格運転開始となりますが、工事完了までの試運転期間を利用した負荷試験につきましては、仮使用認定申請書を提出し、仮使用の認定後に試運転を行います。

したがって、議員が言われたような安全運転義務違反というものは当たらない、このように考えております。

その他につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） インフレスライドについてお尋ねをいただきましたけども、まず、内訳書の費用項目と金額明細ということで、さきの中井議員のほうでご答弁させていただきましたので、答弁を控えさせていただきますと思います。

また、賃金、仕入れ物価の推移と実際の中小企業への支払いの実態ということで、物価の推移ということで、25年10月と27年の2月20日の時点についても同じく中井議員のほうでご答弁させていただきましたので、割愛させていただきたいというふうに思います。

その中で、賃金、仕入れ物価の推移についての中での支払いの関係ですけども、私どものほうは元請業者のほうから下請業者への支払いの実態については、国土交通大臣官房技術調査課の賃金等変動に関する工事請負契約書第25条の第6項、いわゆるインフレスライド条項の運営マニュアルの暫定版にも確認方法などの記載はありません。しかしながら、本組合では、変更契約の締結前に実勢価格を反映して元請業者が1次下請業者に支払うことを証明するような書類の提出を元請業者のほうに求めたいというふうに思っております。

あと、運用マニュアルにおける100分の1の業者負担は免除かというお尋ねです。建設工事請負契約書第25条において規定されております賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更について、原則的には発注者または請負者の双方が申し出ることができることとされておりまして、100分の1は申し出を行った請求者の負担とすると、いわゆる足切りの割合でございます。したがって、今回の請求は請負者からの申し出によるものであるため、請負者の負担となるものでございます。

なお、参考までに、この100分の1という割合の設定根拠について申し上げますと、建設業者の経

営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた建設工事請負契約書第29条に規定する不可抗力による損害における請負者の負担すべき割合を準用したものでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、インフレスライドの関係について、2回目の質問をさせていただきます。

インフレスライド額について、インフレスライド額内訳書については、中井議員のところでは答弁してあるから答弁をしませんというお話でありました。私は、実はこのインフレスライド額の内訳書について資料を求めました。その資料の中で、いわゆる直接工事費の関係については確かにそれぞれ項目で内訳いただきましたが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、リサイクルセンター負荷運転増額、この関係については、それぞれのクリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟、付帯棟、これの仕分けがなしに、全部含まれた資料として私の手元に来ているわけでありまして。私が求めていたのは、それぞれの項目で、先ほど中井議員のところでは答弁されたあの数字を私の手元にいただきたかったですけれども、その答えが全く来てない。大変丁寧な資料をいただいたなと思っているんですけれども、答弁はいいですから、改めてその資料を私の手にぜひ下さい。そうしないと私の資料が完成することになりませんので、それをまず求めておきたいと思っております。

それから、この内訳書の内容についても資料も非常に細かい資料をいただきましたので、こういうものかなということで、改めて算定されている状況については確認できました。

ところで、2つ目のスライド額の算出であります。労務単価、建設資材単価、この関係については私の手元にもいただいておりますので、よくわかりました。これはこれでですね。ただ、このスライド額の算出について、一番の大事なところと申しますか、これはやはり実際に現場でこういった状況が生じたかどうか。確かに国が示した諸物価ではいろいろ数値が出てきておりますので、それはそれで、先ほど兵庫県単価表も示していただきましたので、そうかなと思うんですけれども、この但馬のこの豊岡でこういった実態があるかどうか、これが一番の肝心かなめなところであります。これが先ほどの中で、まだそれについては業者から提出を求めてないという段階で、今回はこれに要る3.5%増の3億3,347万円というこの数字が債務負担行為額で出てきておるわけでありまして、やはりそういう、何ていうんですか、実態を把握しないで債務負担額を上げてくるということ自体が少し私は解せないなというふうに思っています。そういった点で、確かに今の段階で、債務負担行為で、実際は2月の段階で、確定の段階でそういったことは、先ほど市長答弁では工夫をしたいというようなお話があったわけなんですけれども、そもそもこのことは、いわゆる負担がありきで、前提で、今ここで提案されているということに、非常に私は少しこれは問題があるのではないかなというふうに思うわけでありまして。そういう面で、再度、この実態を把握しないでの今回のこういった増額の関係についてはいかがかなと思っておりますので、改めてその辺についての考え方を示していただきたいと思っております。

さらに、運用マニュアルにおいてのいわゆる受発注者の負担ということで、これは発注者も受注者、どちらからでも申し出ることができるんだというお話でありました。そういう中で、いわゆる

負担の関係については、この1%の根拠については、経営上の必要限度額を超えない、さらには不可抗力のことだというお話でありましたけども、実際今回ここで使用されようとしているのは全体スライド額なのか、単品スライド額なのか、それともインフレスライド額、ここの3つの項目があるんですけども、この点について、どの部分を活用されるのかということについて、改めて説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 単価について、但馬の実勢の単価が反映されているかどうかという、近隣のこととございまして、今回の入札につきましては、DBOで、もちろん性能発注方式になっておりまして、私どものほうが予定の価格をお示しをして、その範囲の中で業者の皆さんが入札に参加されたというふうなことで、この単価は幾らというふうな設定をしたわけではなくって、業者の皆さんがこれだけの人員がいて、これだけの単価でしますよというふうな内訳書をつけて入札に参加をされたということとでございます。

ちなみに、労務単価というのは、国交省の単価においても但馬の単価というのはありません。兵庫県での労務単価ということになりますので、そういう単価で積算をしているということとです、ですから、業者が入れました単価を25年の10月10日、契約日における単価と27年の2月20日の基準日における単価比較をして、その差額分をスライド額として計上したというふうなことでございます。

それと、全体スライドと単品スライドとインフレスライドということとですけども、今回、国、県等から通知がありましたのはインフレスライドの適用をとというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今、債務負担行為額の根拠については、但馬版ではなしに、いわゆる全国版で算定したんだというお話でありましたし、ただ、この増額部分が、実際はでも業者が、下請業者、さらに孫請も含めて、実際支出されているということが前提なんですけども、いわゆる実際の支払い額がない場合、これは完全に受注者の入札によって落としたんやから、一々細かいとこまではしてませんという、先ほどちょっとそういうふうに関心は聞かれましたけども、そういうことになれば、丸々業者が請求得というんですか、そういうことになると思うんです。だからここの資料の14ページにありますように、スライドの対象日、実施フローの中で、あくまで基準日の出来高確認を行い、設計数量から基準日の出来高数量、この出来高数量という、ここの文言ですけども、当然、実際、いわゆる出費というんですか、そういうとこを含めての出来高ではないかなと思うんですけども、そういう意味合いではないでしょうか。その点はどうですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） ここでいう出来高数量というのは、2月20日が基準日になりますので、2月20日の日に現場のほうに出向きまして、どこまでできているかということを確認して、資材がどこまで現場内に搬入されており、なおかつプラントの工場製作に係るものがございまして、どこま

で工場製作ができていないかというものを確認した上で、それ以降の工事がインフレスライドの対象になるということを確認をしたということでございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 となりましたら、じゃああれでしょうか、実際に元請業者が下請業者なり、そういったところに支払っているかどうか、これの把握というのはもう全くなくてもいいというふうな、そういう理解でいいでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 支払いの有無ではなくって、残工事量を確認するというところでございまして、基準日においてどこまでできているかということをお北但行政事務組合のほうで確認をしたということでございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それはわかりました。

それで、あと、いわゆるここに言ってます3.5%増の、これの裏づけをとる必要がないかという意味合いなんですけども、これはじゃああくまでここに示されているいろんな諸物価表、政府の刊行物ですね、こういったもので押さえれば、もう全てこれでオーケーというふうにみなしていいかどうか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議員懇談会の折にもご説明をしましたが、これを適用するに当たっては、運用マニュアルを国土交通省のほうが出されてますけども、その手順に従って算出するというところでございまして、そのマニュアルどおりにやったということで、それが議員おっしゃるように実際にそういうふうには反映されているかどうかということまでの確認は、このマニュアルにも求められてないということでございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 だから今回のこの件については、そこまで突っ込んだ把握をした上での対応ということとは考えてないというふうに理解していいでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） さきにご答弁申し上げましたけども、ただ、私どものほうとしましては、やはりある一定のことは考慮すべきだということで、元請業者が1次下請業者に支払うことを証明するような、納得した上で契約をしてますよというふうな形での書類を元請業者のほうから求めたいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあ今現在の立場につきましてはよく理解できました。

それでは、次に、議員懇談会の中で、たしか長崎市、また四日市市などに調査に出向いたというちょっとお話があったんですけども、なかなかこういう対応をしているところって全国的にまれではないかと思うんですけども、この辺について、調査結果の内容ですね、どういう内容だったかにつ

いて、まず求めたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、スライド対象の考え方について、特にスライド額の算出方法について、通常、公共単価でありますとか刊行物の単価についてはほぼ同じ扱いになります。ところが、今回の工事においては見積もりという単価がたくさんございまして、その見積もり単価の取り扱いについて、どのようにするのかというところ辺がかなり議論になるところです。見積もりだから見積もりをとり直してやるということになれば、業者の一方的な言い分になりますので、それはどうかというふうな考え方。例えば物価指数を見るために、いろいろとあるわけですけども、例えば日本銀行がやっている指数であるとか、たくさん指数があります。それが何をもちて妥当とするか、その中に労務単価も含まれている複合単価の場合はどうするのかというふうな単価の取り扱い。そんなことを先進事例として四日市と長崎市に確認をしに行ったというふうなことでございます。

どちらも取り扱い方法については異なっておりました。長崎市の場合は、基本的には残工事が少なく、業者のほうもプラントに関してはもうインフレスライド対象の請求はしないというふうなことでございましたし、土木建築工事についてはやられていますけども、四日市市さんの場合は全て対象にされて、インフレスライド額を算定したというふうなお話を聞いてまいりました。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。

それからもう1点、基準日が平成27年2月の20日ということで設定をされておりますけども、たしかこのスライド条項については、昨年の秋でしたね、たしかこういつたことをやるよということで報告を受けたというふうにありましたけども、なぜ平成27年2月、例えば平成26年でも1年以上ありますから打てたわけですけども、なぜ平成27年2月の20日に設定したのか、その点についての考え方を教えてください。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうもその取り扱いについて、今回、インフレスライドというのは初めてのケースでございますので、業者のほうもこういうケースは初めてということで、このことは、通知が県、国からありまして、昨年の10月16日にもう既に事業者のほうから、インフレスライドについて事前協議をしていただきたいという申し出がありました。この申し出がありまして、その適用、先ほど議員がおっしゃってましたスライド条項の適用に当たりまして、全体スライドなのか、あるいは単品スライドなのか、あるいはインフレスライドのどれに該当するのか、あるいはまた残工事の確認方法、確認の仕方、単価の取り扱い、あるいは請求日及び基準日の取り扱いなどについて、設計監理をやっているパシフィックコンサルタンツとも事業者とあわせて事前協議をやっていたわけでございます。

先ほども申し上げましたけども、私どものほうは先進地もお伺いをして研究してきたということで、ようやくそういうことをして、お互いにおおむねのやり方についての合意が得られて、事業者のほうからの請求が来たのが27年の2月20日ということになりましたので、それが基準日だという

ことになったということでございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 この基準日ですけれども、経過はわかりました。ただ、業者のほうもこれは当然基準日というのは非常に神経質になると思うんですが、まさかインフレが一番最高潮のときの基準日で設定されたのかなという、ちょっとそういったことを思うわけですけれども、その辺のインフレの推移というんですか、これについてはチェックされた上で協議に臨まれたということはあるのでしょうか。その点どうですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） これは、インフレスライドの率がどのように動いているかということを含めながら基準日を決めたということではございません。あくまでも事前協議が調った段階で業者のほうから請求があった日が基準日だということですし、逆に業者のほうからいけば、できるだけ早く請求を起こしたほうが、残工事が多うございますので、スライド対象額がふえてまいりますので、逆にわずかなインフレよりも掛ける代金のほうが大きいほうが有利になりますので、そのことを見ながらということではございませんでした。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今現在の、これまでのインフレスライドの取り扱いについての経過も含めて、また考え方についても伺いました。改めてここで申し上げたいと思うんですけれども、スライド金額を算定する残工事の出来高、この数量という、この部分では、私はてっきりいわゆる元請から下請、こういった人件費、それからまた実際の建設資材の確認をした上でこういったことが調整されるかなと思ったんですが、どうもそうではないということが答弁で明らかになりました。これでは本当に実態に合わない数値を使用した、いわゆる但馬地域の状況に、実態に合わない数値を使用したのではないかという疑念を先ほどの答弁では拭い去ることはできません。とりわけ低入札調査基準価格を1円だけオーバーという、こういったタクマグループの落札の経過があったわけでありまして、このいわゆる受注者のこれをそのままじゃなしに、例えば落札率である程度事業者の負担を求めていくという、今後こういう考え方も、通常、例えば随契でやる場合は追加工事についてはそういった考え方で処理をされておりますけれども、そういう考え方でこの問題をある程度、当然その状況をそのまま100%見ていくということではなしに、そういったことも、要素も入れて、この数字で検討していくという、こういう考え方を業者のほうに求めてきたのかどうか。また、そういう考え方はあるのかどうか。その点を最後、お聞きしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当初の設計単価というのがございますので、それに伴って落札しておられますので、当然、今、議員がおっしゃいました落札率も勘案しながらスライド額は決定されるということでございます。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 落札率を勘案しての金額はここに上がっている3億3,000万というふうに理解してい

いんですね。わかりました。

どちらにしても、今回の債務負担行為額の根拠というのは実態に合わないという部分がちょっと私、大変気になっているところでもあります。そういったことで、このままいくと、業者のいわゆる虫のいい言い分をそのまま認めることになるのでないかなということのをちょっと改めてこの質問の中では払拭することができませんでした。そういったことを指摘して、次の2番目の質問に入らせていただきます。

施設の稼働について、試運転なしというふうなことの本格稼働、8月完成、引き渡しというふうなことについてであります。先ほど管理者の答弁では、試運転なしではないんだと、試運転でごみ全量を扱う。さらには性能検査後に引き渡しを受けるというふうなご答弁もありました。

私が工程表を求めて、きょうは議員の皆さんにも全員配るよというちょっとお話がありましたので、議員の皆さんもお手元に行っておると思いますので、ちょっと改めて、せっかくでありますので、この工程表について、先ほど管理者のほうは要点を絞ってのご説明もありましたが、改めてこの工程表に基づいての説明をちょっとお願いできんかなと思うんですが、議長、どうぞよろしくその辺を、取り扱いをお願いします。

○議長（木谷敏勝） それは4月稼働、8月引き渡しの質問の中で、この工程表を使って説明してほしいということですね。

○谷口眞治議員 はい。

○議長（木谷敏勝） では、説明願えますか。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、試運転でございますので、試運転に関して、この工程表のD工区の欄をずっと横に見ていただきますと、プラントエリアのD工区の2月の欄を見ていただきますと、ここに受電という言葉が出てくるとは思いますけども、初めてここで施設の機器が座りまして、受電を開始します。ここから試運転の始まりと、クリーンセンター側では始まりということになります。ここで受電をしまして、試運転調整シーケンスあるいは単体試験ということで試運転調整をやってきました、4月からごみ全量受け入れ、試運転、負荷運転というふうなことになってますけども、実際には細かく試運転の中にはやる場合がございます、例えばこの中には、プラント機器の据えつけ検査を今の予定では2月の22日から26日にかけてをやりまして、非常電源の起動試験を3月の2日ぐらい、あるいは火災の自火報、誘導灯、その他設備関係を3月の14日あたりにするというふうなことで、ごみを入れなくて単体の機器だけを回してやるのが3月の中旬までかかるというふうなことです。

3月の18日を今予定をしているんですけども、3月の18日に火入れをします。ここで初めて炉の中に火が入るということで、ここで乾燥だきを18日から23日ぐらいまでをやりまして、そこから火を入れながら調整をするということで、最終的には4月1日からごみを受け入れますので、ごみを受け入れて、ピット内にためます。その間、ごみを入れられない調整をしまして、ごみの焼却は今のところ4月9日から処理を開始するというふうなことをします。ごみを焼却をしますとボイラーが

動き出しますので、ボイラータービン等の調整を今度はやっていくということで、最終的に発電が開始されるのは5月9日ぐらいからが発電を開始するというふうなことで、その間、例えば4月9日から運転負荷をかけて、22日までのスパンで一旦やって、調整をして、再度30日から11日にやる。あるいは5月になってまた1週間ほど休んでという繰り返しを順次1号炉、2号炉あわせてやっていくというふうな試運転になります。

それで、最終的な負荷試験というのを、高負荷の、エネルギーの一番高いときの負荷試験を6月の頭ぐらいにやりまして、試運転を続けながら性能試験あるいは緊急動作の試験などを繰り返しながらやっていって、最終的には安全連続運転というのを20日間やる必要がございますので、それを最終の7月11日から31日にかけて、20日間の連続の安全運転の確認をしていくというふうな流れの作業でクリーンセンターはやっていくというふうなことでございます。ごみの量に合わせながら、ピットの量を見ながらやっていくというふうなことでございます。

次に、わかりにくいんですけども、リサイクルセンターについての試運転になります。下のほうになりますけども、リサイクルセンターは若干早く進めるというふうなことで……（発言する者あり）

○議長（木谷敏勝） だけどちょっとその質問に対して資料を使って説明してほしいということだから、とりあえず説明をしてください。（発言する者あり）

管理者、これで議事進行してください。

○事務局長（谷 敏明） 同じく受電が2月の1日の日に受電しまして、2月の8日から、それぞれラインがございますので、ラインのチェックをして、制御のチェックもしていくというふうなことで、単体の機器調整を3月からやって、無負荷運転を調整をしまります。実際にごみが入ってやっていくのは3月の15日からごみを入れ込んできて、試験的に調整をやるということで、低負荷運転を3月の終わりからかけて、4月1日からは実の稼働を開始していくということでやっていくと。これも安定的な試験をやっていきますので、5月いっぱい連続運転に対応できるような性能試験等やっていくというような内容で試運転を行われるということでございます。

○議長（木谷敏勝） 資料についての説明は終わりましたので、通告のあった質問を続けてください。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ありがとうございます。

そこで、性能試験といいますが、こういったことを含めて、これも私は環境省のごみ処理施設性能指針、こういったことについて、これに基づいたチェックが必要じゃないかということで、これまでも何回か取り上げて、この中で当局は、あくまで環境省のごみ処理施設性能指針については、補助金のためのもので、建設施設の試運転のための指針ではない、さらには、タクマは実績があるので試運転は必要がない、こういう答弁をされてきました。こういったことになると、きょうご説明いただいたこの部分と少し話が合わないなということで、改めてきょう私はこの工程表を見ながら思ったわけです。この中で、当然仮使用についても所管庁の検査というのも項目がありますし、さらには7月に入ってから、当然完成検査になると思うんですけども、こういう所管庁の検査と

いう項目がありますけれども、改めてこの検査の内容、どういう官庁の検査が必要なのかということについて、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 試運転は必要ないというふうな答弁をさせていただいたことはないと思いますし、ごみ処理施設性能指針というのは国庫補助事業を行う上で必要な要件を定めた指針であるというふうにお答えしていると思います。したがって、実証施設を持っているのか、あるいはそういう性能をした施設をもう既に建設しているのかというのは要件に問われているというふうなお話をさせていただいたというふうに思います。

試運転に関しては、私どものほうの要求水準の中にも、前もこれも答弁させていただいたと思いますけれども、それぞれ試運転段階においてクリアしなくてはいけないというものの項目について、例えばクリーンセンターについては180日程度引き渡しまで試運転をやる。あるいはリサイクルセンターについては90日以上やる。その試運転の中には予備性能試験をやったり、引き渡し性能試験をやったり、非常時対応の性能試験をやったり、低負荷あるいは最高計画のごみ質の負荷運転、安定稼働試験をやりなさいというふうなことをして、最終的には確認の性能試験をやるというふうなことで、今、工程表を見ながら説明させていただいたような試験を求めているというふうなことでございます。

それで、いずれにしても、ごみを入れて性能試験をやりますので、一時的にその施設を使いますので、仮使用の認定の申請書を出すということになりますけれども、先ほど管理者より答弁させてもらいましたように、建築基準法上の届け出、あるいは消防法による届け出というものが必要になってくるということで、これを実施するという予定にしております。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあ、今、この検査の関係について、私どもははっきりそういう受けとめ方しかしておりませんでしたので、きょう改めてこういう説明いただいて、大変意味があったなということだと思います。

問題は、そもそも5カ月間のいわゆる試運転期間、こういうものがあったんですが、4カ月の工期のおくれということで、これは進入道路、さらには敷地造成等々、こういった土量関係も含めて、さらにはいわゆる積雪等の冬季の問題、こういったことが4カ月の原因だというふうに言われておるところでありますけれども、そもそも4カ月の工期おくれによって、結局ここで見ましたように、3月末で大体一月程度の試運転で、さらには4月以降、本格稼働というふうなことでありますけれども、じゃあこの今のやり方というのがこれから当然求められていきます安全運転なり、当然この炉が大丈夫かどうかも含めてでありますけれども、こういったことに十分対応をしていると、できると、7月末までの試運転期間を含めて、もう既に4月から全稼働するという、こちら辺のきっちりと安全確認ができるというところはどの辺で押さえることができるのか、その辺について、私はどうもこのままいくと危ないのではないかなという感じがしておりますのでね、それを払拭していただくぜひ説明をお願いできたらと思いますので、その点、伺いたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 現在の予定では、7月末までに引き渡しのそういう私どものほうが求めておる性能引き渡し試験を実施して、満足する施設でなかったら引き取らないということでございますので、仮に、今、議員がおっしゃったような満足できないような状況があれば、試運転期間がそれより食い込んで延びてくるということはあることかも知れませんが、その場合は、当然ごみ全量を受けながら、そういう性能試験自体を延長してやってやるということで、20年間の運営期間がそのままずれていくということになるんじゃないかな、そういうケースは現在のところ想定はいたしておりませんが、そういうことになるというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 当然あってはならないことですが、4月以降の試運転期間、7月末までの、この間にも、当然機械物ですから、稼働しないとかなというようにも含めて事故が起こる可能性というのは払拭できないと思いますけども、そういう事態が起こったら、たしかこれまでの答弁では、その段階で機械をとめて対応するというふうなたしかご答弁いただいていたと思うんですけども、そういったことで対応されようとしているのか、それが1点と、もう1点は、あくまで7月末にはしっかりした安全管理も含めて立派な施設が完成検査によって引き渡されることが前提ですので、もしもそういった、今後、使用期間、試運転期間が延長していくという場合に、いわゆる受注者の瑕疵といいますか、こういったことについては求められるのか、求めないのか、その辺についてはどうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私ども一番心配しているのが、そもそも4月1日でごみを全量受け入れるまでにその設備自体が完成するかということら辺が、今、一生懸命業者が頑張っていたいて、やっていたいてますけども、そこを一番心配しております、試運転段階で今言いましたようなことが起こるとするのは、もうストーカー炉におきましては長年の実績もあって、タクマグループ自体もそのノウハウは十分持っておりますので、余り心配をしておりますが、仮にそういうふうなことが試運転段階であったとしても、当然それはとめて調整をしてやるということですし、ごみピット自体にも余裕がございますので、それらを活用しながらやっていく。なおかつそれでもできない場合には、事業者においてその対応についても対応していただくというふうなことになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今、ご答弁いただきましたけども、この4月1日以降に試運転を兼ねて全量受け入れということについて、十分担保を持った状況ではないということは今申されたのかなというふうに思います。やはり本来でしたらちゃんと試運転期間にしっかりと運転していただいて、完成されたもので全量受け入れというのがもうベストだと思います。そういう意味で、いろいろこの試運転の検査等もされるということでもありますけども、本当に大丈夫かなということで、きょうのこの時点では、私自身、大変心配しておりますので、そういったことではぜひ事業者の皆さんにしっかりと

期間も含めて検討していただくことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は2時55分。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時55分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 通告に従いまして質問させていただきます。

廃棄物の処理に関する条例についてお尋ねいたします。

大前提として、一般廃棄物専用のごみ処理施設の建設ということでありましたが、一定の議論の末、公共下水道の終末処理から発生する汚泥の処分が、産業廃棄物であります。一緒に処理することになったという経過があります。それですから、汚泥以外の産業廃棄物は処理しないというのが基本の施設建設であるということを確認したいと思います。この点についての答弁を求めます。

第4条、処理対象廃棄物として、第1項で、一般廃棄物、第2項で、法第11条第2項の規定により処理することができる産業廃棄物のうち規則で定めるものとしております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項は次のように定めております。市町村は、単独に、または共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。北但行政事務組合では、公共下水道で発生した汚泥を処理することとしておりますが、改めて確認したいのですが、どのような理由で汚泥の処理に道を開いたのかお尋ねいたします。

このような状況の中で、特に必要と認めたものとは何か、どのような産業廃棄物が想定されるのかお尋ねいたします。

香美町、新温泉町の現行条例では、条例施行規則第2条には次のような定めがあります。次に掲げる産業廃棄物は処理することができない。1、有毒性物質を含むもの。2、著しい悪臭を発生するもの。3、爆発物等危険性を有するもの。4、処理困難物その他、町長が特に指定するもの。この4項目については、持ち込み品目についてさらにわかりやすい規定となっており、ぜひとも新施設の条例にも復活すべきではないかと思えます。答弁を求めます。

次に、安全性の確保についてお尋ねいたします。

このたび事故が起りまして、私ごとではありますが、まず事務局にも相談し、事務局のほうから谷事務局長と話をさせていただき、それから議長と相談しというふうなことがありまして、どういことがあったかといいますと、この事故について私自身が調査させてほしいと、タクマの許可を得てというふうなことで言ったわけですが、議員の職責のところで法律がございました。私は大変うかつなことでございまして、議員個人には調査権は付与されていないというふうなことがありましたので、局長及び議長に大変ご迷惑をおかけいたしましたんですが、この席をかりておわび申

上げたいと思います。

それで、安全性の確保についてお尋ねいたします。

工事の前には誰も事故が起こらないことを願っております。しかし、残念ながら工事の過程で事故が発生しているのが現状です。その原因にはさまざまなものがありますが、組織の問題、労働条件の問題、自然条件によるものなどがあるかと思いますが、このたびの工事期間中にも事故が発生いたしました。山腹工事中に重機が木谷川へ転落したこと、先日は本体建築の中で2人の労働者が転落し、大けがをされました。そういう事故などを把握しておりますが、当局はこの事故について、その発生年月、時間、事故の内容について、このたびの事故を含めて全ての事故についての答弁を求めます。

また、住民への報告はどのように行われたのか、安全確保対策についてはどのような施策をそれぞれとられたのかお尋ねいたします。事故再発防止、これについては特別に気を使って対処していただきたいと思いますが、お尋ねいたします。

河川汚染について、平常運転中はないとの答弁かと思いますが、集中豪雨や地震等、何らかの原因で本体施設のクローズドシステムに不備が生じたり、調整池から使用済みの汚水があふれ出るといった事態が生じたときにはどのような対応をとられますか、お尋ねいたします。

また、運転状況について、住民への報告はどのように行うのか。万が一事故が発生したとき、事態を隠さずに報告をすることが必要かと思いますが、そのことは契約されていますか、お尋ねいたします。

次に、ほくたんハイトラスト株式会社について。

会社としての業務はいろいろとあろうかと思いますが、現在はどのような業務状況になっておりますか、お尋ねいたします。

正式稼働が来年の8月1日からになることだと思っておりますが、運転期間の状況について、本格運転の状況について、住民への報告はどのようにされるのかお尋ねいたします。

追加工事が進入路工事のときにも行われました。ことしの春の5月26日の臨時議会でタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体と1億8,500万円を超える多額の契約変更が行われ、議会でも賛成多数で可決されましたが、その原因は、発生土量の想定間違いによるものであります。それまでに地下の状況を知るために調査が予算をつけて行われました。その調査結果は生かされなかったがゆえの追加工事となったと言わざるを得ません。管理者は、地下のことはわからないという何とも理屈の合わない答弁をされたと記憶しております。地上からではわからないから、地下の状況を調べることが仕事の、そういう業者と契約をして、成果物を得るということをされたのではないのでしょうか。後で想定外の事態であったことの証明のために幾つかの理由を上げられました。第93回議会の議案を振り返ったとき、この行政組合は、住民に対して、住民の立場に立って、工事のあり方について、住民負担の増額となる契約変更については、さらに業者に対しても厳しく対応されることが必要ではないかと感じます。この点についても答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、運転開始後の住民への現状報告についてお答えをいたします。

施設の稼働後は、運転中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、測定後、手入力になりますけれども、水銀の排ガス濃度とごみの焼却による発電電力を示す排ガス濃度表示盤を進入道路の入り口と管理棟の前に設置し、常時運転状況を公開をいたします。

また、排ガス、騒音、振動、悪臭及び調整池の水質の測定については、関係法令にない項目を設定するとともに、関係法令に規定のある項目については、2倍の測定回数を設定し、第三者の検査機関において検査し、その結果を組合の広報紙及びホームページに、また、運営事業者であるほくたんハイトラスト株式会社のホームページにも掲載し、情報を公開をいたします。

万が一事故が発生した場合でありますけれども、現在、森本・坊岡区と協議を進めています、仮称ですけれども、公害防止協定において、組合は、地元住民で構成される仮称安全監視委員会に状況を報告し、早急に原因の究明を行い、再発防止策等について安全監視委員会に説明を行うよう定める予定にしております。

また、その事故の内容あるいは程度にもよりますけれども、その内容については、基本的に地元の安全監視委員会のみならず、広く市民に対して公表すべきものと、このように考えているところです。

また、そのような関連事項について、事業者は北但行政事務組合に対して報告する義務がある、このようになっているところです。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、産業廃棄物の処理について、公共下水道汚泥の焼却について等お尋ねをいただきました。

公共下水道汚泥につきましては、平成6年の12月27日付で厚生省より通知のありました、浄化槽汚泥等の適正処理の充実・強化等についてが通知がありまして、下水道施設から発生する汚泥をごみ処理施設で共同処理することについては、下水道汚泥の効率的な処理を図る観点からも差し支えないものとするということの通知がございました。これらを受けまして、組合における検討の経緯は、平成12年4月に開催されました北但下水道事業協議会においても下水道汚泥の共同処理に関する調査研究がなされ、処理技術の進歩により、ごみと汚泥をあわせて処理すること、また、両者のコスト低減にもつながることから、統合施設として建設したほうがよいのではないかと報告書が当時の北但地域助役会に提出されております。その後、平成12年6月に開催されました但馬自治会、北但管内市町長会において、ごみと汚泥を共同処理することが決定をされております。そういう経過の中で、今回入っているということでございますし、その他の産業廃棄物については、既に構成市町それぞれ産業廃棄物、紙くず、木くず、繊維くず、動物及び食物残渣、ガラスくず、陶磁器くずを既存施設でも受け入れておりますので、新施設についてもそれらの産業廃棄物についても受け

入れるというふうな取り扱いをしたところでございます。

続きまして、ほくたんハイトラストについての経営状況等の報告についてお尋ねありました。

ほくたんハイトラスト株式会社の経営状況につきましては、基本契約書第6条第9項によりまして、毎事業年度の2月末までに翌事業年度の経営計画を、同条第10項に基づき、各事業年度の決算期にかかわる事業報告とその附属明細書及び計算書類や監査報告書を確定後1カ月以内に提出していただき、確認することとしております。

ほくたんハイトラスト株式会社の資本金は、運営開始初年度までに必要な資金1億7,000万に、不測の事態に備え、キャッシュフローの安定化を目的として資金1億3,000万をさらに加え、合計3億円が確保されており、これまでに開業に必要な登録免許税等の租税公課、監査事務委託費、事務所賃料等を予定どおり支出されています。

ほくたんハイトラスト株式会社が運営管理を行うクリーンパーク北但は、平成28年7月に竣工を予定しており、現在、開業に向け準備を進めている段階であることから、第1期が平成25年9月4日から平成26年3月31日になりますけれども、及び第2期、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間ですけれども、における財務状況について、大きな変動はなく、経営状況については問題ないものと確認をいたしております。

その経営状況の報告についてですが、施設の運営開始後、ほくたんハイトラスト株式会社の経営状況につきましては、組合の歳入歳出決算の認定の際等を利用して、議会に対しまして報告させていただきたいというふうに考えております。

追加契約についてでございます。

進入道路、敷地造成工事の設計に先立ち、21カ所でボーリング調査を実施しており、候補地選定委員会の委員でもあった学識経験者より、その調査方法、調査箇所等については妥当であると確認をいただいております。

しかし、結果として残土が発生し、その対応として、敷地地盤高を当初計画より約1.4メートル高くしたことで、施設建設工事におけるくい及び基礎構造の変更、28年4月からのごみ全量受け入れには工期の短縮が必要なことから、土留工の追加設置とリサイクルセンターの負荷運転3カ月間の追加費用として1億8,576万円の増額変更契約の承認を議会よりいただきました。

残土の発生原因は、大変複雑な地質であったため、設計で標準的に適用している土量変化率と現場での土量変化率に乖離があったこと、軟弱地盤対策として地盤改良等を実施しており、使用したセメント改良剤により土量が増加したこと、測定断面の精査により土量がふえたものと推察しております。これらの要因につきましては、ボーリング調査等の事前調査だけでは予測できるものではございませんでした。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 産業廃棄物の処理につきまして、答弁させていただきます。

香美町、新温泉町の規則にあります次に係る産業廃棄物は処理することができない規定をすべきではないかというお尋ねをいただきました。

ご指摘の香美町、新温泉町の産業廃棄物の規定は、有毒性物質を含むもの、著しい悪臭を発するもの、爆発性等危険性を有するもの、処理困難物については処理できないことを定めた規則の規定であります。

過日の議員懇談会において、廃棄物の処理に関する条例施行規則の案を説明申し上げましたが、その3条で、廃棄物の受け入れ基準を規定することを説明申し上げました。この受け入れ基準には、産業廃棄物も、それから一般廃棄物にも両方対応するものございまして、その4号と5号に、有毒性、爆発性、悪臭などの人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものや適正な処理が困難と認められるものは受け入れできないものとしております。ですから、こちらのほうの規定がありますので、2町の規定は既になされているものというふうに判断しております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、工事現場における事故への対応と河川汚染についてご答弁させていただきます。

まず、建設工事を進めていく中で不幸にして発生しました事故、特に地域住民の方が不安と思われるような事故、バックホーの木谷川への滑落横転事故、工所用仮設道路の崩壊、それから施設建設工事での作業員の転落事故につきましては、事故発生後、すぐに事故の概要、緊急措置の概要、再発防止及び事後対応について、地域住民の方及び関係機関に報告し、おわびを申し上げます。

例えばバックホーの木谷川への滑落横転事故について申しますと、平成24年11月9日午後4時40分ごろに事故が発生し、軽油が木谷川に流出しました。午後5時より緊急措置としまして、木谷川2カ所へ油吸着マット100枚の設置と横転機器の立て直し、7時30分ごろより竹野川漁協組合長へ状況を電話連絡し、7時40分ごろ、坊岡区長、森本区長に会い、状況を報告し、復旧のため夜間作業を行うことを伝えました。翌日10日午前8時より油吸着マットの交換と3カ所への油吸着マットの追加及び重機の撤去作業を行い、午後1時より木谷川2カ所へオイルフェンスの設置と中和剤処理を行い、続けて巡回監視を続けてまいりました。13日には、坊岡区、森本区の全戸へ事故の概要、緊急措置の概要、現状の状況などについて文書を配布してお知らせしています。万が一事故が発生した場合でも、組合、施工者とも適切な対応をしたと考えています。

次に、河川汚染についてですが、施設内でダイオキシン類等により汚染される可能性のある水については、場内で処理し、再利用しますので、場外へ排水することはありません。施設内の生活排水につきましては、下水道へ接続し、直接河川へ放流しませんので、施設からの排水によって下流域の木谷川や竹野川への影響を及ぼすことはありません。

また、施設敷地の雨水等の自然水は、汚染される可能性はありません。自然水は洪水調整池に一旦流入させ、洪水調整した後、木谷川に放流します。

以上のとおり、河川汚染については可能性がないものとしていますが、施設が稼働している間、念のため年2回の頻度で木谷川に放流する洪水調整池の水質を第三者の検査機関において検査し、その結果を組合の広報紙及びホームページ、また運営事業者であるほくたんハイトラスト株式会社

のホームページにも掲載し、情報を公開していきます。以上です。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 先ほどの廃棄物の問題について、受け入れ基準については規定が生かされている、そういう条項があるので大丈夫というふうなことでありますが、わかりやすい規定というか規則を書いておくというふうなこと、今回、本当に香美町、新温泉町のは大変わかりやすく書いてありますのでね、これは大事だなというふうにつくづく感じました。そういうわかりやすいことを現に町でやっておられるわけですから、ぜひいいものは生かしていこうというふうな措置をとっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 趣旨のほうにつきましてはわかっていたと思います。これは地元地区と組合は稼働に伴う事故、また公害防止等に万全の措置を地元のほうと約束しておりますので、適正な処理、それから維持管理に努めなければならない、そういったことのためにこの受け入れ基準を設定いたしております。

その受け入れ基準には、分別の不適正によるもの、それから容器の不適正によるもの、関係市町外で発生した廃棄物の搬入によるもの、それから処理困難物の搬入によるもの、危険物等の搬入によるもの、今申し上げた最後の2つが4号、5号でございます。

具体的に申し上げますと、4号では、廃棄物処理施設の処理能力を超えた大きさ、固さ等のため施設が損傷するおそれのあるもの、その適正な処理が困難と認められるもの、5号においては、廃棄物が有毒性、爆発性、悪臭その他人の健康または生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものといった文章を明示しております。搬入者にもご協力いただき、搬入検査員にも同一の指導ができるように明文化したものでございますので、この5つを並べてわかりやすくしていると思います。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 あとは日常の監視体制だと思うんですね。そういうものが持ち込まれる可能性があったときには、どういう、何ですか、入り口検査というんですか、一般の燃えるごみ、あるいは燃えないごみ、いろいろとあるわけですが、収集をされてきたもの、持ち込みに限らないと思うんですが、収集されてきたものを今の基準に基づいて、受け入れ基準に基づいて検査する体制というんですか、それはどのようにとられる予定なんですか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 可燃ごみにつきましては、通常パッカー車で持ち込まれます。ごみピットに落とされ、目視による検査が直接はできませんので、抜き打ち、不定期にプラットホームに落とす前に展開検査を行います。

それから、燃えないごみにつきましては、一旦プラットホームでほとんどのごみは、搬入されたごみを開くこと、目視で袋をあけずに見ることができます。不適切な搬入物があった場合はその場で持ち帰りいただくというようなことが可能でありますので、搬入検査員を備えて、タクマと一緒に

に北但の職員もあわせてそこで搬入検査を行います。展開検査を行うということになっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 今のご答弁でもありますように、持ち込まれるごみについてはそういうふう現場作業員の目を通して、これはだめだ、これはいけるというふうなことでの分別もできるかなと思えますが、一般家庭からの袋に入って、どんどんどん、朝の間、大変忙しくて、作業員の方は中を確認ほとんどできずにパッカー車に積み込んでおられるのが現状であります。そういう場合に、北但行政の仕事ではないというか、収集は各市町の仕事だというふうなことになっていくと、今のご答弁のようなことが各市町の担当者に本当にきちっと伝わって、受け入れ基準にそぐわないものを入れないようにという、こういう指導については市町任せになるというふうなことになろうかと思うんですね。その辺はどういうふうな連携体制というんですか、徹底する方策はどのようにお考えになっているのか。町長もおられますので、副管理者の町長さんのご答弁でもいいですし、どうなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 違反者に対します措置といいますのは、処理施設での事故を未然に防ぐものでございます。受け入れ基準に反した場合は文書による指導、さらに違反する場合は文書による警告、さらに搬入禁止といった行政指導を行っていくということになりますが、当然1市2町の環境担当者の方にもこういった条例の行政指導や規則で決めた受け入れ基準についてはご理解をいただいておりますので、今後、搬入ごみが持ち帰りのないように、お返しすることのないように、協力して指導をしていきたいと考えます。以上です。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 新しい施設が8月1日から本格稼働というふうなことになっておりますが、一般家庭から出されるときに、何ていうんですか、今のような受け入れ禁止物品が入らないようにするというについては、町の担当者との連携、これから周知徹底というんですか、広報、大変大事かなと思うわけですが、よくホームページでやっているとおっしゃっておるんですけどもね、ホームページをみてる人は案外少ないんじゃないでしょうか。だから耳で聞こえる町内放送、あるいは定期的な紙に書いたもの、「ほくたん便り」なんかも発行されておりますけれども、そういうふうな各家庭に運ばれるもの、各家庭で聞き取ることができるもの、そういうふうな伝達手段を使われるということに主力を置いてほしいなど。ホームページで書いているというのは本当に一部の方しか私は見てないと思っておりますので。その辺の広報のやり方についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 分別区分も含めて、各市町でご協力をいただいて、既に広報あるいは説明会等を実施されております。例えば広報で申し上げますと、豊岡市は今後の予定になりますけども、10月25日の発行予定の広報11月号でこの取り扱いについてお知らせするということですので、香美町

では10月8日に広報10月号でもう既に出されております。新温泉町さんは8月17日の広報8月号、9月24日発行の広報9月号のお知らせ版でされております。

また、説明会等も実施されておまして、豊岡市では28年4月から分別の変更について、10月19日開始の秋期の、もう既に終わっておりますね。懇談会でチラシを配布されているというようなことです。香美町では、26年10月から分別変更、28年の4月から一部変更、地区説明会を12回、出前講座92回、全て平成26年度中に実施されたというふうにお聞きしております。新温泉町さんにおかれましては、28年の4月から分別変更を、10月6日に区長会、10月7日から20日にかけて地区説明会14回開催されるというふうなことで、広報のほうをご協力いただいているというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 次の安全性確保、信頼の回復というふうなことなんですが、先ほど澤田課長からご報告いただきまして、2つの事故について、バックホーが転落した。これ結局、川の油分、これが最終的に見られなくなったというんですか、もう処分が終わったという状態になるまでには何日かかったのでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） バックホーが木谷川に転落し油が流出したわけなんですけども、最終的に11月の16日の日に兵庫県の、木谷川の管理者であります県土木の立ち会いのもと、11月16日にもう河川への軽油の影響はないので、オイルフェンスの撤去をしてもよいということで、11月16日にオイルフェンスの撤去を行いました。その後もオイルフェンスにつきましては、また仮に事故があったときにすぐ出せるように、現地のほうに置いて、予防に努めておりました。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 油というのはなかなか除去されないというんですか、私ども、2度事故が起こってから見に行きました。雨が1回降ったこともあって、雨量の多いときには流れてるなど、これはまた竹野川へ行くわけですけれども、こういう油の流出事故については本当に、海にまで流れてしまわないと、途中ではもう本当に迷惑なものがずっとおるというふうな状態になります。きらきら光ってね、本当に不気味な油の色が水面を流れていくのはつらいわけですが、もとのところを、油が一番固まっているところを取り去ったらいいのかなと思いつつも、それもなかなか現実にはできないような感じもいたしました。

だからこの油の対策というんですか、今のところは吸着板だけしか耳に入らなんでしょうが、量が今回は少なかったといえば少ないわけですが、川にとっては大きな負担だったと思いますが、対策として、ああいう吸着板だけでいいのかなというふうに思っておりますが、何かそういう対策について、こういうときにはこういう対策をするんだというふうなことがあるんでしょうか。事故の反省からの次の対策なんです。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 河川へのそういった油等の流出につきましては、先ほど言いましたオイ

ルフェンスの設置、それと吸着マットをすぐ設置する。それからあと、中和剤による処理ということで、例えば油が川岸から出た場合なんかは、その川岸に中和剤を散布して処理をするということを行ってます。今回の場合につきましても、重機を河川から引き上げた後、その重機の下にどうしても油が出ますので、そこについては中和剤処理によって対策を行いました。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 もう一つは、最近起こりました労働者の転落事故について、きょう管理者のほうからもご報告、説明があったわけでありますが、結果としては、とめる作業を怠ってあったと。だから誰がそのグレーチングを設置したのか、このところの究明はできたんですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） グレーチングを設置して、本来ならそこで固定をしなければならないわけなんですけども、その転落された2名の方とは別の方が設置をしておったと。当然その2名の方については、固定されているものと思ってそのグレーチングの上に上がって、不幸にも転落されたということでございます。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 今、ご本人以外の方がグレーチングを設置されたと。それらについて、設置された人、あるいは、何人で設置されたかわからんですが、監督責任のある方はおられたんでしょうか。また、グレーチングというのは範囲が広いんですか。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今回のグレーチングといいますのは、機器を管理とか点検するための台であります。プラントエリアなんかにおきましてはそういった、床ではなくて、人が点検用に歩くだけの加重に耐えれたらいいので、グレーチングの箇所がほとんどとなっております。

それで、今おっしゃってた監督者はおったんかということなんですけども、ちょっとそのあたりにつきましても把握はいたしておりません。

それで、事故が起こった次の日には、今のタクマJV以下、たくさんの業者が中に入っております。その業者の中で安全対策協議会というものを持っております。すぐにその安全対策協議会を開いて、事故報告、あるいは原因について説明し、再発防止についての会議を行い、組合のほうにも再発防止の計画書のほうを提出していただいております。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 お忘れにならないように、一つ一つの作業がきちっと、何ていうんですか、安全な状態に設置されるように、こちらから、私たちとしても二度とこういう事故が起こらないように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほくたんハイトラストについてでございますが、資料要求をいたしまして、ほくたんハイトラストの会社の概要などを見させていただきました。私たちが議員としてびっくりしましたのは、ハイトラストの藤橋洋ロバートという方が設立のときの代表取締役だったんですね。ところが平成26年6月25日に退任されました。このことについて、議会は何も知らないんですね。今回この資料要求

して資料をいただいて、ほくたんハイトラストの会社概要、その辺をずっと研究させていただいておる中でそれが出てきまして、結局、平成25年当時でしたか、会社が設立されて、ほぼ1年ぐらいで社長が交代すると。何か大きな問題があったんですか。やめざるを得ないというのか。その辺はどうだったんでしょうか。

それからもう一つ、こういうほくたんハイトラストの情報が、先ほどの答弁では2月の決算時に報告をされるというのが、これは北但行政事務組合に報告されるんでしょうけれども、議会に対する報告、これから運営主体にもなるわけでありますから、ほくたんハイトラストの業務内容、営業内容、これらについて、議会への報告はどのような形で、どういう時期にされるのか。

今回の社長の退任に、私、驚いたわけでありますが、これらについて、2つの点、なぜ退任されたのかというのと議会への報告はどうかと、この点についてお尋ねいたします。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、取締役がかわったということですけども、それは組織として異動があったというだけで、何ら問題があっただけかということではないというふうに私ども思っております。

それと、実はほくたんハイトラストというのは運営事業に係ることでございますので、正式な運営契約というのは現在のところ28年8月からということになりますので、28年8月から実質的には運営に当たるのがほくたんハイトラストだということですし、試運転段階については今のタクマガグループの建設工事会社が当たるということでございます。

したがって、ほくたんハイトラストに運営がかかわった時点におきましては、ほくたんハイトラストよりその運営事業に係る内容についてご報告を当然受けることが必要になりますので受けさせていただいて、その受けた段階で議会のほうにも間近な議会等においても報告する。あるいは地元のほうにもその内容についてもご説明する必要がございますので、それらについてご報告していくというふうなことを考えております。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 まず第1点目の、組織としての異動だったということで、何ら問題はなかったということなんですが、問題があるないということよりも、なぜ短期間に、会社を立ち上げて1年間ぐらいで退職してしまわねばならなかったのか。どういう事情があったのか。組織の内部での問題とはいえ、やっぱり代表取締役でありますから、最高責任者がかわるということは大変大きなことだと私は思っております。一般の取締役ではないですね、これで見えていきますと。そういう点からいうと、重要な職責のある方がかわられるということについて、私たちは理由を、組織としての異動だという、そんなことだけでは納得できない。もう少し詳しい原因を教えてくださいませんか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 特に私どものほうがお聞きしているのは、組織上の担当がかわったというふうにだけしかお聞きしておりません。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 それで、その後、組織的にはどういうふうにかわったんですか。代表取締役にはどなたがなられましたか。その方はどういうところから来た方なんですか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、古池議員要求されました資料の中に出ておりますように、代表取締役ということで、藤橋洋ロバートというお名前が代表取締役であるということです。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 その方が代表取締役であったんだけど、平成26年6月25日に退任をされて、翌7月の7日でしたか、登記完了、法人ですので、登記するというふうなことが必要になってきております。ですから、藤橋さんという方は6月26日で退任された。その後、西村さんということなんです。この方についても全く情報も入っていないわけでありまして、代表取締役という一番責任者が交代するという大きなことでありますので、もう少し詳しく教えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 社長がおかわりになると、おかわりにならないとしても、何の関係もございません。要は会社がちゃんとその施設を運営できるような経営状況があればいいわけでありまして、どなたが社長になるか、余計なお世話ではないかというふうに思います。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 社長に誰を選ぶかとか、そういうふうなことはもちろん会社の内部、ほくたんハイトラストを構成する方たちの権限だろうと思います。ただ、先ほど申しましたように、ほくたんハイトラストという会社が運営についても今後20年間はやってくるわけでありまして、会社を設立して資本金も集め、3億円の株式に対応できる、そういう資本も持っておるわけでありまして、それぞれのやっぱり仕事の局面局面で、私たちが関心を持てば持つほど、どういう方が社長で、どういう仕事をしようとしているのかというふうなこと、一々社長に出てきて説明せえということではなくって、社長がかわられたということの意義、大きさ、これについては我々は知る権利があるんじゃないのかなというところで、今、管理者がおっしゃったように、全くそんなことは関係ないんだという、そういう単純な問題でない。タクマの社長がどうであろうと、そんなことはいいんですが、ほくたんハイトラストに関してはそうじゃないと、ほんまに密接に、我々が運営委託を、我々というか、北但行政事務組合が運営委託を、仮契約を今結んでいる段階であります。本契約に至る相手方でありまして、その辺は本当にもう少し丁寧な答弁が欲しいなと思っております。どうでしょう。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） もちろん代表取締役の変更については報告をいただいておりますので、それで足りると思います。

繰り返しますけれども、要はこちらが要求している仕事ができるかどうか、その会社として、そ

これは事後的に多くの場合わかるわけでありまして、経営状況を見て判断すれば済むと、社長がどんな方であるかということを一々詮索する必要はないと、このように思います。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 あとは、今の答弁のやりとりしとっても、これ以上はしませんが、このハイトラストの仕事状況、これらについて、やっぱり私たちは、大変重要なことでありますので、何ていうんですか、議会のたんびといいますか、少なくとも年に2回、定例会が開かれますが、そういうときにはほくたんハイトラストの運営状況、これらについては、我々が一般質問することももちろん大事なんですが、当局のほうからもハイトラストに委託している仕事の中で、議員や住民に知らせるべきことがあるというふうに思うわけでありまして、それらについてはどういう段取りで報告されようと考えておられますのかお尋ねいたします。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほども答弁させていただきましたけども、事業者より事業の実績報告等が出てまいりますので、それらの機会でお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 報告が年に何回あるんですか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 年に1回だというふうに今認識しております。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 議会への報告はどのようにお考えになっておりますか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 通常であれば年1回、何か特別なことが発生すれば、その都度報告させていただくというような対応を考えております。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 私は、少なくとも、それは年1回でしょうけれども、複数回、議会のたんびに、年にたった2回しか定例会がないわけですから、定例会のたびに報告は欲しいなと。本当に大きな事業でありますし、期間も長くいくわけでありまして、特に来年の8月1日からの本格稼働、それから契約も本契約になっていった段階から、ほくたんハイトラストという聞きなれない名前が、これが北但行政事務組合から正式に委託を受けて運営する会社なんだというふうなこと、それから、西村正弘という方が社長だというふうなことでありますが、お住まいは神戸のほうにお住まいのようでありますので、やっぱりこの社長もじきじきにお越しいただいて、決意のほどというんですか、そういうふうなことを披瀝していただくようなことも必要ではないのかなと私は思いますが、そういう節目のときの、一番大きな節目が来年の8月1日だと思いますが、その辺のことについて、ほくたんハイトラストという会社と住民との関係、議会との関係、どのようにお考えになっているのかお尋ねします。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） さきの議員にもお答えしましたけども、今回の事業の運営に関しての責任者は北但行政事務組合ですので、そのことで社長が出てきて皆さんに決意のほどを述べるというようなことは考えておりません。

○議長（木谷敏勝） 15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 やり方についてはお考えがあらうかと思いますが、私は挨拶があってもいいのかなと思っております。

4番目については、先ほどの谷口議員のほうからも大変詳しい質問もありましたので、重複しておりますので、割愛させていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は3時50分。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時50分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（木谷敏勝） これより第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 10番中井次郎でございます。この中で、特に議員懇談会での資料の中で、処理対象廃棄物、産業廃棄物を含む新施設と構成町の比較一覧表の中の令の第2条第1号に規定する紙くずから（5）令の第2条第7号に規定するガラスくず及び陶磁器くずの具体的な内容をお知らせを願いたいと思います。ほかの施設でも受け入れているということをお先ほどの一般質問の中でもお答えになっておりましたから、当然、どういうものなのか、お答えをしていただきたいと思います。

それから、公共下水道の汚泥の問題が先ほども一般質問で出されたわけでございますけども、厚生省は何を目的に汚泥を焼くことが、どういうことを言っているのか。何のためにそういうものを処理していいと、焼いてもいいと。これについては、私の調べたところ、新潟県の衛生公害研究所というところがございますけども、そこで汚泥の現状を分析しますと、やはり鉄、亜鉛、総クロム、ヒ素、マンガン、亜鉛、ニッケル、銅などの重金属が公共下水道で高い数値が見られると、これらの公共下水道は、工場排水を受け入れている処理場であるということで、こういう結果が出ておるわけで、焼くことによって、また違った物質に変化すると。これが一つは煙突から出てくる煙にそういうものが実際に出てこないのかと。そもそもなぜ北但としてはこういったものを実際に受け入れることになったのか。その安全性なりそういうのについてきちっと確かめた上でそれを受け入れようと、厚生省が言ったからそれは安全だとか、そういうことは今は信用できないわけでありまし

て、実際に、何が起こるかわかりません。そういう根拠がどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、近年の中で、特にイノシシだとか鹿、有害鳥獣が捕獲され、処理することを住民の中でも求めておるわけですが、実際に新温泉町のクリーンセンターではこれは受け入れているわけで、丸焼けというんですか、そういう中で、炉で燃やしております。それが今回、クリーンパーク北但では実際にどうされるつもりなのか。受け入れはできないというような話も聞いておるんですけども、これはストーカー方式という方式からそういうものなのか、それともそういうものを受け入れることによって何らかの問題が出るという考えなのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうから、まず、下水道汚泥についてのご質問をいただきました。

決定した経緯については、さきの議員の一般質問の中で申しあげましたように、但馬市町、北但管内の市町長会で最終的に決定されたということです。

先ほど下水道汚泥に含まれる重金属類の心配の部分のことを質問でおっしゃいましたけども、当然下水道法でメッキ施設などを持っている特定事業所、工場ですね、工場排水からの下水道への流入に関しましては、政令で決められます水質に下さいというふうなことで、工場排水については除害施設を設けて、基準以下の水質で流入させる必要がございます。したがって、下水道側に入ってくる水については、そういう重金属が含まれるおそれが少ないというふうに思っております。

また、仮に重金属がこの下水道を通じて入ってきたとしまして、下水道汚泥を焼却いたしますけども、その排ガス中に含まれる重金属をご心配いただいているようですけども、バグフィルターを通過する前の排ガス温度というのは大体180度以下になりますので、水銀以外の重金属につきましては、鉛であるとか、カドミウムであるとか、クロムであるとか、ヒ素であるとか、亜鉛というふうなものになるかと思っておりますけども、それはもう固体となって、バグフィルターで除去をされます。ある京都大学の先生の論文では、99.99%除去できるというふうなことを報告をされております。

しかしながら、水銀だけはそういう沸点ではございませんので、今回の施設については、水銀を除去するために活性炭を緊急投入をするということで、常時観測をしながら緊急投入をする施設をあわせ持っております。したがって、そういう心配に及ばないということでございます。

それと、イノシシや鹿の処理でございます。新施設につきましては、環境保全や焼却灰の減量の観点から、排ガスの規制値や焼却灰、ばいじんの減量化に対して大変厳しい自主保証値、条件を設定をいたしております。イノシシ、鹿等の大型動物は完全燃焼させるのが困難なため、焼却炉の安定燃焼に悪影響を及ぼして、排ガスの自主保証値の超過、また発電効率の低下を招くおそれがあるため、動物の死体については完全に燃焼が可能な20キログラム以下の小動物のみを受け入れるということでございます。

したがって、仮にイノシシ等を解体をして、20キロ以下にさせていただいて、血が散乱するようなことなくしていただく必要がありますけども、そういうような状態になれば処理が可能になるとい

うふうなことでございます。

私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 条例施行規則の案に規定をいたしました処理することができる産業廃棄物の具体的な内容についてお尋ねがありました。

政令第2条第1号に規定する紙くずとは、パルプ、紙、紙加工品の製造業に係る紙くずや新聞業、出版業、製本業等の印刷加工に係る紙くず、それから建設業において工作物の新築、改築または除去に伴って生じた紙くずなどが当たります。

政令第2条第2号に規定します木くずとは、建設業において工作物の新築、改築または除去に伴って生じた木くずや木材または木製品の製造業に係る木くず、それから貨物の流通のために使用したパレットに係る木くずなどが当たります。

政令第2条第3号に規定する繊維くずとは、繊維工業に係る繊維くずや建設業において工作物の新築、改築または除去に伴って生じた繊維くずなどです。

政令第2条第4号に規定する動物または植物に係る固形状の不要物とは、食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料とした動植物に係る固形状の不要物です。

政令第2条第7号に規定するガラスくず及び陶磁器くずとは、事業活動に伴って生じた割れたガラスなどのガラスくず、割れた陶磁器やタイルなどの陶磁器くずがその具体的な内容となっております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 重金属の問題なんですけども、そういう一つは出さないような施設はいつからできているのでしょうか。義務づけが。その工場なら工場にね、排水をあれする段階で、中間処理なら中間処理をして、そこでいわゆる重金属を除去するという話なのかね。いつからそういうあれになっとなるのでしょうか。そこを教えてほしいなど。

少し古い話ですけど、これは実際には公共下水道なり、それから特環の下水道などもここの中に入っておりますし、汚泥のデータが入っているわけでね、そうすると、それほど古い話じゃないと思うんですけども、現実には今、排水を、例えば豊岡市内でもどこでもです。公共下水道というのはあるわけですけども、そういうことについて、中間処理をきちっとされて、そういう除去する。それで水銀だけは別に、除去できないので、実際に燃やされた段階でバグフィルターで取ると、要は99.9%除去できるという学者さんのお話があるんですけども、そうすると、今の豊岡、それから香美、それから新温泉と、ここの施設も全部そういうことができるといえることですね、実際には。水銀だとかそういうものを燃やして、それが排ガスとして出てくる。そういうことについてもきちっと取れてるということですね。そういうことになるわけですね、裏返しにすれば。どうなるのでしょうか、そこら辺のところ。何か、今、工業排水が流れている分野について、実際に、谷事務局自身が100%、そういうものは流れませんと、中間にちゃんとそういう施設があって、処理されて、それ以外のものが流れてますと、そう言えるのでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

それから、20キロ以下、いわゆる鳥獣害のことについてですけど、現実には私とこのクリーンセンターに行きて職員に聞いてみましたら、確かにいわゆる生焼けのときもあるけども、大体それでもまだきちっと最後まで焼きますということを言っていました。焼けるそうです。だから20キロ以下だとは言わずに、地域性もあるわけでね、皆さんからも例えば、この前も説明会がありまして、ごみの分別収集の、その中でそういう当局からの話があれば、みんながええっという話で、どうせっというんやという声も出たわけでね、やっぱりとってほしいと。やっぱり有害鳥獣をとって、何とか自分たちの作物を守りたいと、有害鳥獣のためにわしは物をつくっとるわけじゃねえわという話も出ましてですね、ぜひそれをやってほしいという話が出ました。ぜひ問題がなければやってほしいですけど。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どもが除害施設があるからそういうものは全て取れるといった話じゃなくて、排水基準が下水道法上もあり、それぞれの町では下水道条例をつくられて、その中でそういう事業所からの排水についての排水基準は定められているということを申したまででございますので、そこで入ってくる可能性は少ない、ある程度除去されて入ってくるんじゃないかということですし、仮に入ったとしても、今の焼却施設の中のバグフィルターを通過するときにはそういう重金属は除去されるという報告も出ているというふうに答弁申し上げます。

それと、イノシシと鹿ということで、私どものほうも、今、中井議員がおっしゃったように、未燃で出てきたというケースがあるというふうなことを確認をいたしております。私どものほうは、これ求められている施設というのは、燃やして後で残るものは、熱灼減量といいますけども、これは5%以下に抑えなさいという基準がございます。したがって、そもそも出てきたやつをもう1回炉に戻す作業というのは大変困難な作業でして、そこに当たる作業員というのは苛酷な状況になりますし、ましてやそういうことをすべきじゃないというふうに考えております。

したがって、先ほども申し上げましたように、やはり大変厳しい自主基準の中で完全燃焼をやるということで運営をしていきますので、20キログラムの範囲内の小動物に限定をさせていただいたということでございます。

○議長（木谷敏勝） 3回目となります。

10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 排出基準が、下水道のね、いわゆるあっても、それではっきりとそういうものがまざらないと、現実にはやっぱり調べてみたらあるということです。汚泥を調べたら。それは何ぼ行政のほうが決められたからといって、当然それだけの施設を持たなかったらできないわけでね、それを行政側としてはきちっとした把握はなかなかできないのではないかなと思うわけです。だからこういうものはやっぱり受け入れるべきじゃないというのが私の見解です。

それから、特環下水道の汚泥やらの焼却灰、公共下水道と地域下水道の汚泥の焼却灰の一部にはリンとケイ素の高い傾向が見られると、こういったことも実際のところって問題が私はあるように思います。したがって、私はやっぱり下水道の汚泥については、いろいろと問題が起こる可能性が

あるなと思うので、これは受け入れるべきじゃないというのが私の考えであります。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁はよろしいですね。

以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

続いて、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、3点通告しておりますが、2点目の香美町、新温泉町の現条例による処理できない産業廃棄物の条文は復活すべきではないかという点、それからあと手数料の遠距離運搬を勘案して低額とすべきではないか、この点につきましては、もう既に一般質問で同僚議員のご答弁がありましたので、カットして、1番目の問題だけにさせていただきます。

下水道汚泥、飲食店、旅館等の食品廃棄物の堆肥化はどうなるかという点であります。

市町は一般家庭から排出されるごみ処理をする義務を負っておりますけども、産業廃棄物は受け入れる義務はありません。特に下水道汚泥につきましては、水分も多く、処理費用も多くかかるということが指摘をされております。あわせて、食品残渣も含めてそうなんですけど、この下水汚泥を含めて、バイオマス処理も可能であるというふうなことが言われております。そういう意味で、改めて、堆肥化、これも検討すべきではないかということでもあります。現施設は20年間、もっとそれ以上の施設というふう聞いてますけども、本当に今後20年間、今のままでいくのかどうか、こういってことで、やはりこの際、こういっていわゆる堆肥化なり資源化に役立つ、そういった観点から、この点については大変重要だと思いますけども、再度この点についてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 下水道汚泥等の有機性廃棄物についての取り扱いにつきましては、平成18年に構成市町の市民、町民等の12人の委員で構成します整備方針検討委員会を設置しまして、焼却、メタン発酵、炭化、飼料化、堆肥化の各方法についてご検討をいただきました。その結果、焼却方式が最も適しているとの結論をいただいて、平成19年2月の第43回議員協議会において報告、協議いただき、今日まで事業を進めております。

特に堆肥化を行わない方針の理由につきましては、汚泥につきましては毎日出てくるのに対して、肥料の需要が発生する時期が限られていることから、在庫を長期に抱える必要があるということで、非効率であるということ、それと、第2に、人ぶんが原材料であることへの農業生産者の抵抗感があるため、生産量全てが消費されない可能性があります。また、第3に、一部の不心得な者による有害物質混入の可能性が否定できず、食の安全性を重視する観点から問題があるということです。

下水道汚泥を原料とする肥料は、肥料取締法第4条第1項第3号及び同法施行規則第1条の2により、有害成分を含有するおそれが高い普通肥料に該当し、下水道汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料などに区別されます。

また、有機JASでは、化学的に合成された物質が一切含まれていないことが証明されない限り、下水道汚泥を使用することができないものとされています。一般的に、下水道汚泥の含水率を下げ

るための脱水工程において、化学的に合成された物質が含まれた凝集剤が使用されます。そのため、有機JASでは下水道肥料を使うことができません。

なお、コウノトリ育む農法、JAたじま独自の特別栽培農産物指定制度、コウノトリの贈り物についても下水道汚泥の使用は認められておりません。

以上のことから、下水道汚泥、食品廃棄物等の処理方針については、焼却ということで考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 下水道を中心に答弁がありましたけども、それでは、飲食店、旅館等の食品残渣の関係でありますけども、こういった食品廃棄物、こういったことはますます今後必要になってくると思いますけども、この点についての考え方はどうでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それらにつきましては、構成市町それぞれ堆肥化の施設の機器の設置補助等を実施されていると思いますので、これらを活用して各自でそういう肥料化をやられることを推進しておりますので、それらを利用してはというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番中井次郎議員。

○中井次郎議員 第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例に反対の立場から討論いたします。

新施設への受け入れ処理物には、産業廃棄物である下水処理施設から排出された汚泥も処理（焼却）するとなっています。公共下水道には工業排水も含まれており、汚泥には重金属が含まれておることが実証されております。焼却されてもリンとかリン酸とかが実際には出てきており、大気汚染にもつながる可能性があるわけでありまして、これらについては安全性からいっても受けるべきではないということで、私は反対といたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

5番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 5番、浅田徹です。ただいま議題となっております第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、組合が管理運営する一般廃棄物処理施設で、受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めるものです。

廃棄物処理手数料においては、現存の3施設の中で最も安価な単価を設定されており、また、ごみ、汚泥を確実、安全、安定的に処理するためには、危険物混入への対策などを規定した条例の制

定は不可欠なものとするものです。

平成28年4月から始まるごみの全量受け入れに対し、确实、安全な廃棄物の処理を望むものとして、本条例案に賛成するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（討論なし）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第7号議案北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例制定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。質疑はありますか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、通告しておりませんが、質疑をさせていただきます。

今回、債務負担行為額の関係で補正が上げられておりますが、今回新たに焼却灰等運搬業務で債務負担行為額2,000万円計上されておりますが、説明では矢田川レインボーへの持ち込みと、あと環境創造協会赤穂工場、こういったことに持ち込むんだということですが、この2,000万円の内訳につきまして説明を求めたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁を願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今後、入札を控えておりますので、その内訳については答弁を差し控させていただきます。

○議長（木谷敏勝） よろしいですか。

質疑はほかにありませんか。

（質疑なし）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、議席番号2番、谷口眞治です。第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

本補正の第2条の債務負担行為の変更分の北但ごみ処理施設整備・運営事業（平成27年度追加分）の3億877万2,000円の増額については、インフレスライドの契約変更に伴う追加増額であります。この点については、私の一般質問で、インフレスライドの根拠である残工事の出来高数量の把握については、但馬の実勢に合わない数字を使っているインフレスライド額であると明白になりました。

低入札調査基準価格を1円だけオーバーの94億6,776万1円で落札したタクマグループがたった2年で契約額をインフレライドを適用して3.5%、3億3,347万円を増額するという、この虫のいい言い分をそのまま認めることになるので、そんなことは許されないということを主張して、反対の討論といたします。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

6番井垣文博議員。

○井垣文博議員 6番、井垣文博でございます。ただいま議題となっております第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、前年度繰越金の確定により歳入財源を補正されたほか、債務負担の1件目は、28年4月1日から始まるクリーンパーク北但でのごみ全量受け入れに向けた準備行為に当たります。また、債務負担の2件目においても、工事請負契約に基づいた予期せぬ急激なインフレーションに対応するものであり、関係市町から施設建設に参加されている企業への影響を見ると、当然考慮すべきであり、2件の債務負担はともに適切妥当な予算と考えるものです。

既存施設の損耗状況や市町財政に与える影響などを勘案すれば、新施設を着実に稼働させなければなりません。

よって、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第8号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、質疑に入らせていただきます。

まず、総務費、報酬、情報公開審査会委員の関係でありますけれども、主要な施策の報告の中に、この情報公開審査委員会の情報公開の報告がありません。1市2町の住民9名による部分開示に異議を申し立ててしたこの情報公開審査会の報告がなぜないのかということが1点目であります。

それから、2つ目ではありますが、総務費の委託料、顧問弁護士業務ということでありますけれども、これにつきましても、いわゆる現在訴訟が行われておりますが、この訴訟の報告がこの主要施策の中でも全く記載がされてないということでもあります。そういったことで、この報告がなぜ平成26年

度の決算の中になのかということ、当然もう経過を含めて報告すべきだと思いますが、その点どうでしょう。

それから、3点目であります。北但ごみ処理施設整備事業工事請負費の関係でありますけども、これは、まず1点目でありますけども、進入道路のり面崩壊、1.4メートル盛り土の原因対策の可否と、それとあわせてその責任と費用負担、当然もう業者にもあるということで、この議論についてはもう既にこの間議論されておりますけども、改めて指摘をし、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目の工事期間中の事故と地元の苦情の対応につきましては、同僚議員の一般質問がありましたので、ここでは取りやめます。

それから、次に、敷地基礎工事の関係でありますけども、この事前着手があるのかどうかということで、さきの第93回臨時議会の変更契約の審議で、基礎工事の事前着手があったということを認められましたけども、平成26年度の敷地造成工事においてもこの基礎部の工事等の兼ね合いで事業が実施されたのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

最後に、4点目ということでは、周辺環境整備費や公園の見通しについてでありますけども、これの当然報告も主要な施策の中で、まだ現在事業化されておられませんけども、当然ここで触れるべきではないかと思いますが、その点どうでしょう。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私からは、まず、進入道路のり面崩壊、あるいは1.4メートル盛り土の原因対策とその可否とその責任と費用負担ということで、これまで一般質問を通じていろいろと議論をさせていただいておりますので、具体的な内容についてはもう既に答弁はさせていただいておりますけども、今まで答弁させていただいたとおりでございます。

あと、周辺整備費や公園化の見通しの報告がないということで、これも一般質問の中で答弁させていただいております。その必要な予算編成における段階で、また改めてご説明もさせていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 情報公開の報告についてお尋ねがありましたが、組合では、主要な施策の成果を説明する書類の中で、情報公開請求の状況については毎年度報告させていただき、また、その内容をホームページや組合の広報でも公表しております。

議員ご指摘の9件の情報公開につきましては、請求日が26年1月でございましたので、25年度の主要な施策の説明する書類の中に入っております。

それから、顧問弁護士の関係でございます。顧問弁護士業務につきましては、議案書に添付しております26年度の主要な施策を説明する書類にありますように、業務の内容は法律相談等の業務でありまして、裁判に係る支出ではございません。ご指摘の裁判につきましては、平成23年度、顧問弁護士に着手金を、先ほどの話でありましたが、お支払いしておりますので、23年度の主要な施策

の成果を説明する書類において報告をいたしております。以降、弁護士、顧問弁護士に裁判に係ります費用はお支払いしておりませんので、主要な施策には掲載しておりません。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 施設建設工事のくい基礎工事は事前着工ではないかということなんですけども、敷地造成高の変更によって、くい基礎、直接基礎及び山留工の施工につきましては、施工業者との調整により、施設建設工事の後年度に行う附帯工事、外構工事、周辺整備工事などの施工を保留し、この事業の目的であるごみ処理施設に直接かかわる部分として優先的に基礎工事の施工を行いました。

この点につきましては、93回の臨時議会でもご説明いたしましたとおり、既存契約の範囲内での金額変更を伴わない内容の変更でありますので、事前着工ではないというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 1番につきましては失礼いたしました。確かに記載がされておりましたので、わかりました。

それで、じゃあもう裁判の報告というのは、基本的にはいわゆる決算額にかかわらないということで、この顧問弁護士業務が直接訴訟ではないというようなことで、報告記載がないというふうに説明がありましたけども、確かにそうだと思いますが、当然着手金のことで、継続しているわけありますので、やはりこの点については経過を含めて当然あるべきではないかなと思いますけども、再度その点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 主要な施策の成果とは、決算が数字で表現される収支計算書でありますので、これを具体的にその実績を明らかにするものであればよく、主要な施策のあり方、それから表示の方法は地方公共団体の判断で任意とされておりますので、今後検討させていただきます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） よろしいでしょうか。

以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 敷地造成の関係、1.4メートルかさ上げの問題なんですけども、今のご答弁の中で、別の事業よりも優先すべき事業であると判断してお金をこちらに回したというふうなご答弁がありました。私は、そういう中においても、本来は、地盤高をするのに要する費用について、新たに計上して、議会の承認を得てから行うべきであろうと思っております。百歩譲ってそのことをしないと、他の外構工事だとか、そういうふうな業者との契約があるものの中で、優先順位を変えてやったんだという場合においても、せめてやっぱり議会に経過を報告し、説明して、議会が認めたという状況をつくる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 法的に全く問題ないことは、これまでの議会でもご説明申し上げました。行政実例でも認められております。議会の議決を必要とする変更ではないということも明らかでございます。また、そういったことをするというを報告させていただくことにつきましても、議会で既にお話をしたとおりです。特に問題はありません。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。
(質疑なし)

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
15番古池信幸議員。

○古池信幸議員 平成26年度一般会計決算につき、反対の立場で討論いたします。

歳入総額39億402万4,221円に対し、歳出総額39億18万5,579円、差し引き383万8,642円の残額が発生し、その額は翌年度へ繰り越しされました。

地元への配慮について、飲食、事務用品等の調達は、構成市町内業者を100%使用すること、契約金額の20%以上を構成市町内に本店または支店等を有する者へ下請人として発注することについては、条件を持たせていることなどが確認されており、約束が守られ、大変これは評価できるということを私は表明したいと思います。

事業の進捗状況は、平成25年9月に発生した仮設道路ののり面崩壊、軟弱地盤対策、切り土斜面対策、現場内で発生した大量の残土の発生など、必要な工事として当初から計画されていたにもかかわらず、不測の時間を要したことを認めております。

また、残土の処分については、議会制度の根幹である議会の議決を経ないで予算執行され、工事が行われたことは、大変遺憾であります。工事期間が4カ月延長される原因となったことは、当初から予算をつけて実施したさまざまな地盤調査の成果が発揮されなかったと言わざるを得ません。調査に関して、何が不備であったのか、その調査結果どおりの情報をもとに設計した工事をしたことが期待すべき成果が得られず工事の延期を招いたということが言えるのではないのでしょうか。工事のおくれに伴う経費の増大は、結果として構成市町住民の負担増につながります。

今月、躯体工事現場で重大な転落事故が発生しました。2人の労働者がけがをされました。おくれた工期をこれ以上おくらすことはできないということが、工事の関係者には焦りを生んだり、よもやないと思いますが、手抜きが行われるようなことがあってはなりません。

平成26年度の決算につき、不測の事態の発生の論拠が弱いこと、議会軽視が行われたことが見受けられ、反対の討論といたします。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。
11番前野文孝議員。

○前野文孝議員 11番、前野文孝。ただいま議題となっております第9号議案平成26年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきものとの立場から討論いたします。

平成26年度決算では、軟弱地盤などの対策と現場内で発生した残土処理の対応のため、進入道路、

敷地造成工事は平成26年12月19日の竣工となりました。また、施設建設工事においても、敷地地盤高が1.4メートル上がったことによる設計見直しの影響で現場着手がおくれたものといったものでした。

しかしながら、試運転期間を活用して、平成28年4月からのごみ全量受け入れを行うといった目標に向けた事業進捗を図っており、適正かつ着実に事業が進められた決算であると考えているものでございます。

よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） ほかにありませんか。

（討論なし）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより第9号議案平成26年度北但行政事務組一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第94回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会をいたします。

閉会 午後16時35分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（木谷敏勝） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、去る10月7日に招集されまして、本日までの15日間にわたり、条例1件、予算1件、決算1件の合計3件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

本日、廃棄物の処理に関する条例も可決され、今後、関係する規則についても公布されるものと推測いたします。安全・安心な施設運営を図るためにも、これら内容については、親切かつ丁寧に住民の方々へ広報いただくなど、今後とも、管理者を初め当局職員におかれましては、より一層の努力をされますようお願いするものであります。

また、来年4月からのごみ全量受け入れに向け、建設工事が進められていますが、このたびのような事故を再び起こさないよう十分な注意を図られたく存じます。

終わりに当たり、豊岡市議会及び新温泉町議会、11月には臨時議会が開催され、当組合議会選出

議員を初めとして役員構成が改められると伺っております。議員各位におかれましては、引き続き当組合議会へのご理解を賜りますとともに、どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞ではございますが、閉会のご挨拶といたします。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る10月7日に開会いたしました第94回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から敬意を表します。

今期定例会には、私から3つの案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑において議員各位からいただいたさまざまなご意見、ご助言も踏まえながら、事業を進めていきたいと考えています。

今後、施設の運営では、既に実地研修をされている監督職に引き続き、先週から受け入れ員、リサイクル作業員37名の公募が開始され、11月1日からは運転員、整備員16名の公募がハローワークを通じて始まります。

また、施設建設工事においては、11月にはクリーンセンターでボイラーの築炉、リサイクルセンターでは外装仕上げ、内装工事に着手する予定となっております。

さきの施設建設工事現場での作業員の転落事故に関しては、人命にかかわることから、再発防止対策と安全対策の強化を指示したところです。

今後さらに現場での安全な施工に十分配慮した上で、建設企業と連携を密にして工程調整を行いながら、来年4月からのごみ全量受け入れに向け、着実、安全に事業を進めてまいります。工事期間中は地元や周辺の方々にご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、事業推進に格段のご理解をお願いするものです。

議員各位におかれましては、今後とも着実な事業進捗に向け、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。